

決算特別委員会総括審査会議録

日時 令和3年11月16日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時16分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 乙黒 泰樹
委員 猪股 尚彦 大久保俊雄 志村 直毅 向山 憲稔
浅川 力三 卯月 政人 宮本 秀憲 古屋 雅夫
藤本 好彦 臼井 友基 桐原 正仁 小越 智子
飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 金子 景一 林政総務課長 信田 恭央 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 深水 晋一郎 県有林課長 斉藤 直紀 治山林道課長 金丸 祐司

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー政策課長 中澤 一郎
大気水質保全課長 渡辺 延春 環境整備課長 望月 等 自然共生推進課長 石原 徳幸

観光文化部長 赤岡 重人 観光文化政策課長 小泉 嘉透 観光振興課長 三井 博志
観光資源課長 三嶋 豊博 世界遺産富士山課長 和泉 正剛 文化振興・文化財課長 河野 公紀

スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興課長 樋田 洋樹

教育長 三井 孝夫 教育次長 小田切 三男 教育委員会事務局理事 降籬 友宏
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 藤原 鉄也 働き方改革推進監 権太 正弘
ICT教育推進監 遠藤 豊 義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 大久保 雅直
知事直轄組織理事 草間 聖一 感染症対策推進監 佐野 満

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 小俣 達也 健康長寿推進課長 細田 尚子
国保援護課長 砂田 千波 障害福祉課長 古澤 喜彦 医務課長 齊藤 武彦
衛生薬務課長 大澤 かおり 健康増進課長 行村 真生

子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁 子ども福祉課長 柳沢 章司

防災局長 山本 盛次 防災局次長 細田 孝
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
防災危機管理課長 小林 靖 消防保安課長 伊藤 公仁

県土整備部長 大儀 健一 県土整備総務課長 津田 裕美 景観づくり推進室長 蛭原 秀典
建設業対策室長 小泉 治明 用地課長 柴田 克己 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 道路管理課長 水口 保一 治水課長 岸川 浩
県土整備部技監（砂防課長事務取扱） 岩館 知哉 都市計画課長 伊良原 仁
下水道室長 松沢 一賀 建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 横山 伸二

出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩

議題 認第1号 令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和2年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部局審査と同様の対策を講じた上での開催とし、出席説明員については、密閉、密集、密接な状況避ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査意見書に係る答弁を行う部局長等及び課室長のみとすること、また、委員会の出席に当たってはマスクを着用することとしているが、質疑者席での発言については、マスクの非着用も可とする旨、了承された。

次に、審査の順序は審査日程表に従い、林政部、環境・エネルギー部及び観光文化部関係、スポーツ振興局及び教育委員会関係、知事直轄組織、福祉保健部及び子育て支援局関係、防災局及び県土整備部関係の順に行うこととし、審査意見書に記載のない内容については発言することができないこと、また、発言は一問一答形式により、事業名等を明確にした上で質疑または意見を行うことが了承された。

次に、認第1号議案及び認第2号議案について、午前10時03分から午前10時58分まで林政部、環境・エネルギー部及び観光文化部関係、休憩をはさみ、午前11時10分から午後12時17分までスポーツ振興局及び教育委員会関係、休憩をはさみ、午後1時20分から午後2時58分まで知事直轄組織、福祉保健部及び子育て支援局関係、休憩をはさみ、午後3時10分から午後4時15分まで防災局及び県土整備部関係の総括審査を行った。

質疑 林政部、環境・エネルギー部、観光文化部関係

（「ワイン県」宣言を活用した観光振興について）

乙黒副委員長 まず、ワイン県宣言を活用した観光振興についてお伺いいたします。主要施策成果説明書の13ページをごらんください。昨年のこの決算の委員会でも質問させていただきましたが、長崎知事がワイン県を宣言した中で、観光にしっかりと振興していくという部分、昨年の決算委員会でも質問させていただきました。それから2年経過しまして、令和2年度の予算の中から、ワイン県宣言からの1周年のイベントを開催したり、またこのワイン県を活用した観光施策振興が進められていると実感しております。山梨県といえばワインというのは、当然ワインの愛好家の皆さんは御存じだと思いますが、ワイン県を旗印として上げたことによって、大分国内においても周知されたと思います。ただ、そうした部分がどの程度ワイン県の観光につながっているのかを含めて、この山梨県内の観光における成果について、まずお伺いいたします。

三井観光振興課長 宣言から2年目となる昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、東京から本県への旅行など人の移動が制限されたことから、県内女性醸造家によるトークイベントを県公式ユーチューブチャンネルで配信したほか、山梨ワインと食が楽しめる飲食店を紹介するウェブサイト「ワイン県やまなしへ」を構築し、情報発信に努めたところでございます。

その結果、ユーチューブ動画について、現在までに約6,000回再生されるなど、本県ワインの魅力の発信につながっているものと考えております。

また、コロナ感染状況の落ちつきを踏まえ、この秋開催されているワインツーリズムなど、ワインに関するイベントは、いまだコロナ禍にあって人数制限はあるものの、好評を博していると思っております。

さらに、ワイン県山梨を商品名に冠したブドウの搾りかすを原材料とした食品が販売されるなど、観光以外の業界にも広がりを見せており、ワイン県の着実な定着が図られているものと考えているところでございます。

乙黒副委員長 実際に私も山梨県に住んでいて、ワイン県という部分が特化した中で、観光に貢献できているなどというのは、肌感覚としては実感しております。ただ、実際にワイン業界だけでなく、ほかの部分に関しても、このワイン県をきっかけに、山梨県に来ていただくことで、さまざまな観光面でプラスになっていると思っておりますし、県民の皆さんにも、そういった理解も進んでいると思っております。ただ、実際この成果という部分でお伺いしている中で、もう少し具体的に何か、昨年度はコロナもあたりして、観光が実際に低迷している中で、検証がしづらい部分はあると思いますが、そうした過去もこのワインに関するイベントというのはたくさんやられている中で、実際それが観光にどのぐらいつながったか数値的に把握しているのか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

三井観光振興課長 なかなかリアルなイベント等が開催できないという非常に難しい状況ではございますが、やはり先ほど申し上げたとおり、ユーチューブ等の動画の配信、それが6,000回ということもわかっておりますし、あとはホームページ等のワインの情報についての閲覧についても5,000件以上という実績があります。それらが具体的な数値となります。

乙黒副委員長 確かにコロナで実際にワイン県を宣言してからの具体的な数字で把握することは私も難しいと思っております。それでも、本年は大分観光客も戻ってきた中で、峡東地域を中心に、ワイン、ブドウといった部分で大分盛り上がりおりましたので、今後も、ワイン県がどの程度観光に生かされていくかということをしっかり数値として把握できるような体制をとっていただければなと思っております。

続きまして、このワイン県について県内のワイン関係者との連携について、具体的な観光施策、

また日常の連携体制の構築がどの程度進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 県では峡東3市や、ワイン関係者等から成るワインリゾート推進協議会に参画しております。それで、ワイン事業者や観光関係事業者と連絡調整を図りながら、ワインを活用した観光振興に取り組んでいるところでございます。

また、事業の企画立案、事業の執行に当たって個別に随時御意見等をお伺いするなど、ワイン関係者との連携を図りながら事業に取り組んでいるところでございます。

乙黒副委員長 ワイン県とうたうからには、やはり県民の皆さんに、このワイン県を理解してもらうことがとても重要だと思いますので、できる限りそのワイン関係者との連携を深めながら、一般の県民の皆さんにも理解や周知を深めていくような施策を、今後もしっかりと徹底していただければと思います。

（観光産業の生産性向上等の推進について）

大久保委員 観光産業の生産性向上等の推進について何点かお伺いいたします。

主要施策成果説明書の10ページでございますが、かれこれ新型コロナウイルスの影響で1年9カ月、私どもを取り巻く宿泊、飲食、運輸、商業、ありとあらゆる産業におきまして売り上げ不振、業績不振、資金繰り、雇用面でどこまで企業、もしくは個人商店が存続できるのかという厳しい状況が依然として続いておまして、即効性のある、そしてまた将来展望が見通せる観光施策というのは、極めて重大になるわけでございますけれども、この影響として、観光消費額が前年比64.1%、2,770億円と大打撃を受けておまして、観光消費喚起に向けて多面的な取り組みが必要であるという観点から、まず1点目ですが、観光産業の生産性の向上や観光人材の育成、販路拡大に向けてどのような具体策がとられたか、まずお聞かせください。

小泉観光文化政策課長 生産性の向上につきましては、DMOによる講座の開催のほか、新たな滞在型観光コンテンツの創出により、消費単価のアップを目指すため、家族向けのアクティビティの開発やナイトタイムエコノミーの推進を行いました。

また、人材の育成につきましては、先ほど申し上げましたDMO事業のほか、意欲ある事業者に対して専門家による伴走型支援・指導や旅行メディア関係者との意見交換の場を提供するとともに、そのノウハウをまとめたガイドブックを作成し、関係者に配布する観光資源磨き上げ支援事業を実施したところでございます。

県産品の販路拡大につきましては、セレオ八王子やイオン熱田店などでの観光物産展を9回実施いたしました。

大久保委員 今、DMOという言葉がございました。これはデスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションということで、自然、食、芸能、風習など、当該地域にある観光資源に精通し、地域と協働して観光地域づくりを行う法人のことでありまして、このDMO、そしてまたMICE、これは会議や大会、展示会の頭文字をとって、ビジネストラベルの一つの形態でありまして、参加者が多いだけでなく、一般の観光旅行に比べて消費額が極めて大きい、このMICE誘致、これもうたわれておりますし、今年度は観光Ma a Sということで新しい取り組みがされておりますけれども、この3つの新たな切り口、ちょっとなじみに欠ける用語ではございますけれども、この部分について掘り下げて具体策をどのようにとられたか、お聞かせいただきたいと思います。

三井観光振興課長 まず、DMOについてですが、県ではやまなし観光推進機構がDMOとして行う、地域と協働した観光地づくりを支援することとしており、昨年度DMOは観光生産性向上セミナーを9回開催したほか、課題の把握、解決のために専門家派遣を25件行うなど、収益向上を目指した事業者等の取り組みを支援したところでございます。

次に、MICE誘致については、特設のウェブサイト「やまなしMICEガイド」や観光説明会、商談会において本県のMICE環境の優位性をPRするなど、誘致に向けた情報発信を行ったところでございます。

次に、観光Ma a Sについては、令和3年2月に観光事業者や交通事業者などから成るやまなし観光Ma a S推進協議会を設立し、事業推進のための体制を構築したところで、令和3年度に事業予算の繰り越しを行いまして、それ以降、実証事業の実施に向けた準備を進め、現在、甲府市や峡東3市内で実証実験を行っているところでございます。

大久保委員 観光Ma a Sは、今いろいろ導入的なトライアルの時期だということで、今年度、また次年度に向けて、どんどん即効性のある、観光消費につながる事業展開が図れればと切望しているところでございます。

あとは各地域、例えば観光のいろいろな具体策も市町村、そしてまた観光協会ですとか、観光関連団体、官民挙げた連携、そして周知徹底ということが重要になるわけでございますけれども、今年度の中にも観光協会と連携をとって、あまねくPRしていくという部分がございますが、その部分について、今年度観光協会との連携をどのようにとられたのか、お聞かせください。

三井観光振興課長 連携についてでございます。各地域の観光協会については、それらを統括する立場の組織としてやまなし観光推進機構があることから、基本的には観光推進機構の活動に対する支援を通じ、連携を図っているところでございます。

昨年度には、観光推進機構が県の支援を受け、観光生産性向上に向けた講座を実施したほか、地域観光協会に職員を派遣し、プロパー職員とともに地域課題の把握や解決に当たるなどの取り組みを行っており、県、観光推進機構、地域観光協会が緊密な連携を図りながら、観光振興に取り組んでいるところでございます。

大久保委員 もう一点、観光総務費の6億9,200万円のうち、6億9,100万円が明許繰越となっております。県内観光産業反転攻勢支援事業、いわゆるグリーン・ゾーン宿泊割及び観光Ma a Sがその原因だと過日説明がございましたが、それを受けて今後の展望、具体策をどのようにお考えか、お聞かせください。

三井観光振興課長 繰越明許のうち、県内観光産業反転攻勢支援事業費、いわゆるグリーン・ゾーン宿泊割が3億600万円、やまなし観光Ma a Sが1億7,800万円、これらで計4億8,400万円でありまして、全体の70%を占めております。GoToトラベルの上乗せ事業として行ったグリーン・ゾーン宿泊割は、本年4月に新たな国の支援事業である地域観光事業支援が始まったことから、現在執行を見合わせており、国におけるGoToトラベルの再開検討などの動向を注視しながら、事業予算を有効に使うことを検討してまいりたいと思っております。

また、観光Ma a Sについては、予定していた実証事業を現在実施しているところであり、その結果を踏まえ、実証事業に参加した民間事業者を中心に、さらにブラッシュアップを行い、持続的な運用の実現につなげてまいりたいと考えております。

大久保委員 国もGoToトラベルの具体的な制度設計を考えておりますし、その間の県民割ですか、これも使い勝手が悪く、予算の3割、4割どまりということでありまして、またぜひ県民割、そして県民ではなくて近隣の県とか制度設計も、過日新聞にも出ていましたので、県民割を少しでも経済波及効果につなげる取り組み、そしてまたGoToトラベルも、いろいろ矢継ぎ早に間もなく制度ができると思いますので、県がその受け皿として、確実に情報収集して、少しでも観光関連事業者の救済になりますよう、速やかに制度設計に対応できる取り組みを強くお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。

（国史跡甲府城跡について）

向山委員

まず初めに、国史跡の甲府城跡について御質問させていただきます。

主要施策成果説明書の38ページになります。史跡甲府城跡の適切な継承と中心市街地の活性化ということになりまして、さまざまな施策を行った上で、甲府市中心市街地の活性化に寄与したとあります。

この案件については、昨年度の決算特別委員会及び11月定例会においても、私自身も質問をさせていただきました。繰り返し説明をさせていただいているところは、山梨県と甲府市が計画を定めてきた中で、具体的に言うと、甲府城周辺地域活性化基本計画の中で、甲府城南側エリアの水堀復元に関する整備方針ということで、当初、お堀を復元せず、空間デザインの工夫でお堀があったことを示すと。もう一つは、お堀の一部を復元するという2案を提示した中で、その後翌年12月に策定した実施計画において、水堀については史実に基づき復元することを明記し、2017年9月に甲府城跡の保存活用計画で整備方法を検討すると示されたと認識しています。

本日は、観光文化部の皆さんにこの受けとめ方をお伺いしたいのですが、繰り返し言っていることは、費用対効果をしっかりとききわめて整備方針を定めるべきだということをお伝えさせていただいております。昨年の中から引き続き、今は現在史跡甲府城跡の整備基本計画策定に向けた協議を行い、来年2月には策定を目指すという報道も承知しておりますけれども、この部分について、その際に水堀の復元が甲府市中心市街地の活性化に寄与するという根拠、また費用対効果の側面について、昨年来より言い続けておりますので、具体的な議論を、どのように踏まえたかをお伺いしたいと思います。

河野文化振興・文化財課長 観光文化部におきましては、甲府城跡が有する本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用していくための方向性等について検討を行ってきたところでございまして、昨年10月に保存活用計画として取りまとめました。

その後、この保存活用計画に基づき、必要な整備の指針を示す整備基本計画を策定することとしておりまして、現在検討委員会において御意見を伺いながら検討を重ねているところでございます。水堀の復元につきましては、来月開催される委員会におきまして、御意見をいただくことになっております。

向山委員

方向性は来月中にまた議論いただくということですが、過去の質疑の中で、まず15億円という概算的な予算もお伺いしましたが、その費用対効果もぜひ十分に検討していただいて、昨年度中の議論も踏まえて行っていただきたいと思います。あくまで計画自体は県土整備部自体の設計でありますけれども、今後文化財の保護と観光振興という視点から、観光文化部でそうした議論もリードをしていただきたいと思います。

質問ではないですが、一般の方の意見として、複数の県会議員が参加した中で、御意見をいただいたところを紹介させていただきたいと思います。

「国の予算がついており、それをとりあえず消費するため、展望もなくただ掘るとすれば、山梨の未来に墓穴を掘るようなものと感じます。歴史的価値があるため制約を伴うかもしれませんが、歴史は未来に創造していくものであると思います。城跡の歴史に一体どれほどの人が関心を持っているのでしょうか。市民も観光の進まないあの場所に、どのような価値があるのでしょうか。古い考えを捨てて城跡に新たな価値を創造し、改めて歴史を学ぶという思い切った施策を期待します」と。

大変厳しい言葉でありますけれども、個人的には、城跡に歴史的価値と文化財保護と観光振興の可能性は十分にあると思いますので、費用対効果の部分をしっかりとして市民・県民の皆さんを含めて示唆できるような状況をつくっていただきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

（やまなしグリーン・ゾーンに関わるPR業務について）

続きまして、やまなしグリーン・ゾーンにかかわるPR業務についてお伺いいたします。

昨年度、長崎知事が提唱され、山梨県全体で取り組んできたやまなしグリーン・ゾーン認証でありますけれども、説明資料の（観）の5ページ、観光総務費の観光促進指導費の中にあると思いますが、このやまなしグリーン・ゾーン認証のこの考え方をどのように全国に広げていくのか、これが昨年度の課題の一つでもあったと承知しています。

この中で、やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊映像作成PR業務、もう一つ、やまなしグリーン・ゾーン観光施設周遊首都圏PR業務という業務の2つが施行されておりますけれども、もともとは昨年6月の補正予算の中で、やまなしグリーン・ゾーンの認証観光施設の周遊促進事業費ということで計上された予算だと認識しております。この2つの予算の違いについてお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 業務の違いでございますが、まず映像作成・PR業務につきましては、グリーン・ゾーン認証施設の感染対策などの取り組みの映像を作成し、その映像をホームページで全国の方にPRすることが主な業務でございます。

首都圏PR業務は、本県への入り込み客数の7割を占める首都圏在住者に対して、主要駅での巨大ポスター広告などにより、山梨観光の安全性をPRする業務でございます。

向山委員 最少の予算を切り分けて施行されたと承知いたしました。このPR業務ということで、大手の広告社の中で選定してPRを行ってきたということだと思いますが、実質、その山梨モデルとして全国メディアに取り上げていただいた効果というのは、十分あったと認識しておりますけれども、このやまなしグリーン・ゾーンを周知するための予算、成果、そして取り組みの経緯等について、観光文化部としてどのように取り組んできたのか、その事業成果とともにお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 観光文化部では、グリーン・ゾーンの周知のため、先ほど申し上げた映像作成PR業務と首都圏PR業務の2つの業務を実施いたしました。予算額は8,950万7,000円、決算額は8,788万8,000円でございます。

映像作成・PR業務では、ホームページを10月に立ち上げ、首都圏PR業務では令和2年10月から令和3年3月までの間、毎月メディアミックスによるプロモーションを行いました。グリーン・ゾーンは全国的にも山梨モデルとして知られるようになったものであり、他部局における周知活動や知事みずから積極的に知事会や国へのグリーン・ゾーン導入への働きかけとあわせ、PRの効果があったものと考えております。

向山委員 御説明の中でありましたけれども、知事みずからのPRというのも、とても大きいものがあったと思いますし、その中で担当部局が取り組んできた広告社あるいはさまざまなPR業務の成果があらわれたものと評価ができると思います。

予算額自体は、どうしてもPR業務については金額も大きくなると思しますが、しっかりと成果を示すことができるように、今後とも取り上げていただいて、山梨の観光産業に結びつくような、この山梨モデルのさらなる発展をお願いしたいと思います。

（飲食店の多言語対応に関わる環境整備について）

次の質問に移ります。飲食店の多言語対応にかかわる環境整備についてお伺いをいたします。当該予算につきましては、当初6,400万円余りの予算計上をした中で、事業者を決定し、行ってきたものと承知をしておりますけれども、事業の狙いや実際の予算規模、成果についてお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人観光客がほぼ消滅する中、インバウンド再開に備え、外国人観光客の受け入れ環境の充実を図っておくことが狙いでございます。

県内飲食店の店内にあるメニュー表の英語・中国語化のほか、メニューや食材の情報をスマートフォンでのQRコードで読み取ることにより、非接触で閲覧ができるようにしております。事業予算は6,413万円で、令和2年度は県内飲食店への取材、令和3年度はメニューの翻訳やQRコードへの対応などを行い、令和2年度決算額は2,665万円、令和3年度繰越額は3,748万円でした。

その成果といたしまして、導入を希望した県内2,012件の飲食店全てにおいて多言語対応の環境が整ったと考えております。

向山委員

2,000件を超える事業者の皆さんに御利用いただいた中で、事業展開をされてきたということでもあります。金額自体も6,000万円を超える金額ですけれども、国の補助金も活用しながら、今回の予算編成また決算になったと承知しておりますが、これから本格化していくインバウンドの回復だと思います。

どうしても、予算は単年度予算、繰越額もあると思いますけれども、単年度予算になってしまう中で予算執行になると思いますが、実際にこれから先のコロナ収束後の飲食店の皆さんの動向、特に観光客を相手にし、山梨県内で飲食店を営む皆さんに、しっかりと対応いただくためには、今回のこの予算執行を単年度の部分ではなくて、これからの事業成果というものをしっかりと見きわめながら、また今回行ったこの環境整備をしっかりと反映していくことが必要だと思います。

そうした観点から、昨年度の実績を踏まえて、今後どのように反映をしていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 繰り越しました本事業につきましては、本年5月末に事業が完了いたしました。そして、導入した飲食店の情報などは、やまなし観光ネットでも紹介をしております、広く海外からも閲覧できるようにしております。

さらに本年度は、来るべきインバウンドの再開に備え、9月補正で多言語自動観光案内機能（チャットボット）の整備や、70以上の言語に対応したグーグル・マイビジネスへの本県の観光施設・飲食店等の登録への支援に着手しているところでございます。

向山委員

昨年度から引き続き今年度事業にもつなげていながら、行っているということを確認できました。なかなか先の見通せない中でありませけれども、そうした準備を進めて、飲食店の皆さんにも将来に備えるという期待も持たせながら、展望を持っていただけるような施策展開が必要だと思いますので、引き続き予算執行、その後の取り扱いも広げていけるような施策展開を期待したいと思います。

（新型コロナウイルス関連の予算執行について）

最後に、新型コロナウイルス関連の予算執行についてお伺いいたします。

これも参考資料の中の新型コロナウイルス感染症・地方創生臨時交付金充当事業という大きな流れの中での質問になりますけれども、先ほど質問させていただいた事業、多々ある中の一部分でありましたけれども、令和2年度中を通して国の補助金を活用した事業が展開されたことと承知しております。

感染拡大を抑え込むための命を守る施策としての医療関係予算というのは、充当された部分が多いと思いますけれども、それ以外に産業・観光関係予算に重点配分をされたことと承知をしております。総括して経済的な打撃を受ける産業、特に今回観光の分野に特化をして考えたときに、どのようにこの予算を充当して予算編成をすることができたのか、県としての評価と総括をお伺いしたいと思います。

三井観光振興課長 まず、感染防止対策のために必要とされる備品購入などに係る費用について補助を行い、県

内のグリーン・ゾーン認証制度の社会実装に寄与いたしました。この取り組みは、現在全国で取り入れられ、本県は先進県として評価されているところでございます。

次に、来るべき観光再開に向け、滞在型コンテンツの造成、メニュー・看板の多言語化、観光Ma a S事業など、受け入れ環境の充実を行い、現在回復の兆しのある観光需要を確実に取り込むための準備が令和2年度から行えたと考えております。

向山委員

感染対策としての社会実装、そして観光事業の回復の兆しの端緒となるような予算編成ができたことと評価をしていると承知いたしました。今年度もそうですけれども、今後も引き続き観光分野については多くの皆さんが関係し、注目も高いところだと思います。産業については、また別のグループの際に質問をしたいと思いますが、引き続き観光文化部、また県庁横断的に取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

（西沢渓谷の歩道整備について）

古屋委員

観光文化部所管の令和2年度歳入歳出決算概要の観5ページ、観光施設費、とりわけ西沢渓谷の登山道関係について何点かお伺いしたいと思います。

秩父多摩甲斐国立公園内にある西沢渓谷は、甲武信ユネスコエコパークというエリアにも入っております。西沢渓谷の七ツ釜五段の滝は、日本の滝の百選、新日本の観光百選、あるいは水源の森百選、平成の名水百選、森林浴百選などに選ばれ、県内外から多くの観光客が年間を通じて訪れておまして、特にコロナ禍においては、山岳観光ということで、ここ1～2年、コロナ禍の中では観光客が県内を含めて期待していたわけでありますが、私が承知している範疇で、2～3点この渓谷の自然災害についてちょっと御報告を申し上げ、幾点が質問したいと思います。

この七ツ釜五段の滝でございますが、令和2年度に落石がございまして、それにより、渓谷道が一部通行どめとなりました。その後、県の努力によって令和3年4月末に仮歩道の設置が完成したところでありますが、渓谷道の通行どめが解除された矢先の6月に、また大雨の影響を受けて落石が発生し、その上にある橋が落ちてしまい通行どめとなりました。地元の観光業界、観光客の皆さんにも多大な影響がありまして、県には早々に対応していただき、先月には、仮ルートを設定して環境整備していただきました。その歩道は、残念ながら五段の滝という一番メインになるわけですけれども、そのルートの手前で迂回するというルートでございまして、渓谷を訪れる観光客にとっては、なかなか寂しい思いをしている状況でございます。

まず、その崩落によって滝見橋という西沢渓谷の一番上の橋でございますけれども、それにかかわる経費について、令和2年度内の執行ではなく、翌年に事業がまたがるという繰越明許費が設定されておりますが、まずその繰越明許費を設定した理由について、最初にお伺いしたいと思います。

三嶋観光資源課長 滝見橋の復旧工事につきましては、令和2年4月の落石を踏まえまして、橋梁の損壊、それから周辺の状況について現地確認を行った上で、9月補正予算に測量設計に要する経費を計上いたしました。この測量設計につきましては、新たに整備する橋梁が落石による損壊をできる限り回避できるように、設置箇所や構造などの検討のための調査測量を実施することといたしまして、標準工期として9カ月が見込まれました。

しかしながら、西沢渓谷の渓谷歩道は12月から翌年4月末までは冬期閉鎖期間となりまして、降雪や凍結等による危険が伴うために、この期間の現場作業が困難でございます。こうした状況を踏まえまして、適切な工期を確保する必要があることから、繰越明許費の設定をしたところでございます。

古屋委員

繰越明許費の内容についてはわかりました。それで、先ほども申し上げたとおり、観光客は、この五段の滝の正面を見ることができない状況の中で、非常に残念な思いで帰っているわけでありまして。先日私も地元の観光協会の方たちと現地調査をしましてまいりました。この改修工事の完了

が令和5年度と聞いておまして、その間、3年間あるわけでありまして、地元からは、これはちょっと長過ぎるのではないかという御意見も伺っているわけですが、県としては今後どのような改修計画で進めていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

三嶋観光資源課長 現在の測量設計業務につきましては、12月の完了を予定しております。令和4年度から復旧工事を開始する計画ですが、完成までに必要となる既設橋梁の撤去、それから橋梁の製作、設置工事等につきまして、現場に入ることができない冬期の閉鎖期間を踏まえまして適正工期を設定し、令和4年度から5年度にかけて2カ年にわたる工事の計画としております。

古屋委員 最後に、落石とか自然災害というのは、どこでもあり得ることをごさしまして、なかなか想定しにくい状況でありますけれど、溪谷の歩道を一時閉鎖することは、やむを得ないと思っておりますが、西沢溪谷がたびたびこうした落石が続く中で、3年間、最後の見どころまで見られない状況が続いているわけでありまして、今後も自然災害ですから、いつ、どのような状況の中でそういったことが起きるか、大変懸念をしておりますが、地元の観光業者、あるいは関連する方々については、そういう状況に対して、いら立ちも隠せない状況であります。

県では、今後の管理上の課題として、どのようにこの西沢溪谷の登山道を捉えているのか、最後にお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

三嶋観光資源課長 西沢溪谷につきましては、最大の見どころであります七ツ釜五段の滝だけではなくて、複数の滝、それから季節によって表情が変わるありのままの自然景観を楽しめるということが最大の魅力でございますが、一方で、やはり自然であるがゆえに、危険も伴う場所でございます。

県といたしましては、歩道管理者としての責任を負う立場でございますので、利用者の安全確保、それから魅力ある自然の観光活用、それと同時に歩道整備に当たっての財政負担の平準化、このバランスが課題であると考えてございます。

その上で、今後も利用者の安全確保を第一に、訪れる方々への注意喚起を図るとともに、災害等で歩道や橋などの施設に支障が生じた際には、可能な限り迅速に対応してまいりたいと考えてございます。

（県産材供給体制の強化について）

桐原委員 県産材供給体制の強化について伺います。県土の8割を占める本県の森林は、戦後から高度経済成長期に造成された人工林の多くが資源として充実した本格的な利用期を迎えています。この豊かな森林資源を有効に活用し、県内林業、木材産業の振興を図るためには、県産材の供給体制の強化をすることが重要と考えます。

施策事業の概要及び成果について、木材加工・流通施設の充実、林業木材産業関連業者によるサプライチェーンの構築などに取り組んだとありますが、具体的な内容と成果について伺います。

深水林業振興課長 木材加工施設の充実を図るため、甲斐東部材プレカット事業協同組合によります建築用部材を加工する機械の導入を支援いたしまして、従来の機械と比較し、約25%の生産性向上を見込んでおります。

また、南部町森林組合によります強度や品質を保証するJAS認証の取得に必要な木材性能測定器等の整備を支援し、来月には認証を取得できる見込みであります。

さらに、木材の生産から加工、建築に至る企業グループによります流通過程の効率化を図る取り組みに対して支援を行いまして、令和2年度に62社が参画した5つの企業グループがサプライチェーンを構築し、33棟の住宅等の建築が行われたところであります。

桐原委員 先日、土木森林環境委員会の現地調査において、南部町森林組合を訪れ、昨年度の事業で助成した木材性能測定器の稼働状況を視察いたしました。組合長からは、JAS認証製品の供給に向

けたとても意欲的な発言がありました。今後の取り組みについて、とても期待をするところであり、そこで、関連する成果指標であります主要施策成果説明書の28ページ、製材用途の木材生産量についてです。

地域の木材利用に結びつかないと聞いており、県産木材の用途は安価なチップの割合が高いとの状況ですが、製材用途の木材生産量の目標値についてはどのように設定しているのか、また進捗状況が25%と低い結果となった理由について伺います。

深水林業振興課長 まず、目標値の設定についてですが、県総合計画の部門計画でありますやまなし森林整備林業成長産業化推進プランにおきまして、本格的な利用期を迎えた本県の森林資源を有効に活用し、林業の成長産業化を推進するため、付加価値の高い建築用途への供給量をふやしていくこととしております。

こうした考えのもと、サプライチェーンの強化などにより、製材用途への県産材利用を進め、令和4年度には基準年である平成30年度の2万4,000立方の約1.3倍となる3万2,000立方を目指すこととしております。

次に、進捗についてですが、製材用途の木材生産量は、昨年時点の目標である2万8,000立方を2,000立方下回る2万6,000立方にとどまっておりますが、その主な原因は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内の新設住宅着工戸数が前年に比べ16%減少したことによるものと考えられます。

桐原委員 進捗状況が低くなった理由はわかりました。本年春からウッドショックといわれる外国産の木材製品が入手しづらい状況が発生して、国産材へのシフトが進んでいると聞いております。このような状況が県産材需要拡大の好機であると考えますが、そこで、製材用途の木材生産量の目標に向け、どのように取り組んでいくのか、最後にお伺いいたします。

深水林業振興課長 従来、県内の建築物には外国産材が多く用いられてきましたが、これを県産材に置きかえていくため、サプライチェーンの構築など、県産材の供給体制の強化を図っているところであります。

また、公共建築物の原則木造・木質化はもとより、商工団体や建築・設計団体等と連携して設立したウッド・チェンジ・ネットワークを活用して、店舗や事務所などの民間建築物への県産材の需要拡大を進めているところです。

ウッドショックは、こうした取り組みの追い風ともなるものでありまして、県産材の供給、需要の両面への施策をさらに推進することにより、製材用途の木材生産量の目標達成を目指してまいります。

桐原委員 ぜひとも県産材を使いたいといったときに、使える体制の強化をさらにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

質疑 スポーツ振興局、教育委員会関係

（いじめ対策・不登校支援のための体制整備について）

猪股委員

決算特別委員会審査意見書に基づきまして、主要施策成果説明書の42ページのいじめ対策、不登校支援のための対策整備に関して幾つかお伺いいたします。

まず初めに、いじめの認知件数と不登校の生徒数について伺います。

先月14日に文部科学省が発表した令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認定件数は51万7,163件であり、前年度に比べて9万5,333件、率にして15.6%減少しました。また、小中高等学校における不登校児童生徒数は23万9,178人であり、前年度から7,806人、率にして3.4%増加しました。いじめへの対応は、早期発見・早期対応が重要であり、学校や家庭、関係機関が連携して、その解決につないでいかなければなりません。

そこでまず、令和2年度における本県の小中高等学校のいじめの認知件数と、不登校の児童生徒数について、前年度と比較してどのような状況なのか伺います。よろしくをお願いします。

秋山義務教育課長 まず、いじめの認知件数についてですが、いじめの認知件数は、小学校は前年度から758件減少し5,237件、中学校は前年度から586件減少し910件、高等学校は前年度から76件減少し129件、特別支援学校は前年度から24件減少し24件となっており、小中高等学校、特別支援学校の合計で前年度から1,444件減少し6,300件でありました。

次に、不登校児童生徒数は、小学校は前年度から57人増加し355人、中学校は18人増加し948人、高等学校は29人減少し120人となっており、小中高等学校の合計で、前年度から46人増加し1,423人でありました。

猪股委員

次に、認知件数と不登校生徒数の増減の要因について伺います。

ただいまお聞きしました答弁では、前年度に比べ、いじめの認知件数は減少し、不登校は増加したとのことですが、その要因としては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、不自由な学校生活に対する不安や不満などのストレスが及ぼす影響もあったのではないかと思います。

そこで、県はこの要因についてどのように認識しているのか伺います。お願いします。

秋山義務教育課長 まず、いじめの認知件数の減少の要因ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が変化し、児童生徒の接触が減ったことが大きな要因ではないかと考えております。

次に、不登校児童生徒数の増加の要因ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により気持ちが不安定となったこと、学校生活においてさまざまな制限がある中で交友関係を築くこと、生活環境の変化により生活のリズムが乱れたことなどにより、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことも要因ではないかと考えております。

（スクールカウンセラー等の状況等について）

猪股委員

次に、スクールカウンセラー等の状況等について伺います。

主要施策成果説明書には、スクールカウンセラーの配置状況が記載されておりますが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの昨年度と今年度の配置状況と、その理由、あわせて今後の取り組みにつきまして、教育委員会の考えをお伺いいたします。

秋山義務教育課長 まず、スクールカウンセラーですが、昨年度は全公立小中学校246校、高等学校12校に配置をいたしました。また、多様化する相談に対応するため、スクールカウンセラー等の指導、助言を行う臨床心理士の資格を有するチーフスクールカウンセラーを新たに1名総合教育センターに配置いたしました。

今年度は、年度当初は昨年度と同様の配置状況ではございましたが、新型コロナウイルス感染

症への対応のため、9月補正予算でスクールカウンセラーの勤務時間の拡充を図りました。

次に、配置の状況の考え方ですが、小中学校においては全校に配置し、高等学校においては、限られた予算や人員の中で、特に専門家による相談体制が必要な12校に配置しております。

次に、スクールソーシャルワーカーについてでございますが、昨年度は小中学校を対応する11名は4カ所の教育事務所に配置し、高等学校を対応する2名は総合教育センターに配置いたしました。今年度は、年度当初は昨年度と同様の配置状況でございましたが、ヤングケアラーへの対応のため、9月補正予算で勤務時間の拡充を図りました。配置の状況でございますが、複数の学校を巡回し、地域全体の支援を行うことができるよう、資格や経歴のバランスを考慮した上で配置をしております。

次に、今後の教育委員会の取り組みについてであります。子供を取り巻く教育環境は複雑多様化していますので、学校配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図るとともに、市町村の教育支援体制への支援を進め、県全体の教育相談体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

猪股委員

つい先ごろ、NHKの特集番組において、北海道の旭川の子供中学生の凍死事件が取り上げられておりました。この事件をめぐっては、事件前に繰り返し女子中学生がいじめを受け、自殺未遂を起こしたにもかかわらず、学校現場はいじめの認定に極めて後ろ向きな対応をしたことが問題視されておりました。

いじめを、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組むことが教育の本来の姿であり、学校現場がいじめ等の認知件数が多いことを悪いと考え、件数を抑えて公表するなど、単に学校の面倒な問題として片づけることは決して許されません。

いじめ・不登校問題は、子供の教育を受ける権利を侵害するだけでなく、心身の健全な成長、人格形成にも重大な影響を与えるものであり、本県の教育においても重要課題であります。ぜひ県におかれましては、いじめや不登校問題の解決に向けて真摯に取り組んでいただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

（スポーツによる地域振興について）

乙黒副委員長

主要施策成果説明書6ページにありますスポーツによる地域振興についてお伺いいたします。今年度の話になりますが、東京オリンピック・パラリンピック大会が9月に無事に終了いたしました。大会の規模や運営が大幅に変更になりました。令和2年度からしっかりと県内の市町村でも、ホストタウンとしての受け入れ等の準備を進めておりましたが、大会の運営等が変更したことに伴って、実際に県内でホストタウンとしてどの程度の実績があったのか、お伺いしたいと思います。

樋田スポーツ振興課長 東京オリンピック・パラリンピック大会につきましては、1年延期され、また各競技が無観客で実施されるなど、当初の計画から変更があったところでございますが、それによるホストタウンや事前合宿への影響はなかったものと考えております。

令和2年4月時点の県内のホストタウンは14市町村あり、事前合宿については10市町村で、オリンピックが10競技、パラリンピックが2競技を受け入れる予定でした。しかし、事前合宿の受け入れにつきましては、感染予防のための合宿を断念した2チーム、それからオリンピック予選の敗退により2チームが合宿に参加できなかったことから、最終的には10市町村でオリンピックが8競技、それからパラリンピック2競技の事前合宿の受け入れができたところでございます。

乙黒副委員長

令和2年度に関しては変更がなかったにもかかわらず、直前になっていろいろ中止になってしまったところがあったと。私の地元である山梨市でも受け入れができなかったということで、市民も含めて本当に残念だったと思っております。

実際にホストタウンとして海外のチームを受け入れた市町村への具体的な支援について、詳細

をお伺いしたいと思います。

樋田スポーツ振興課長 令和2年度につきましては、ホストタウンに登録された市町村が、圏域または広域的な団体と協働して実施するスポーツの交流や、文化交流の活動に活用できる機運醸成の補助金がございますが、7市町村に交付をしたところでございます。

具体的には、ホストタウンの相手国の選手や関係者を招いての交流とか、動画による交流、事前合宿種目のスポーツ大会の実施、あとオリンピックを招いての講演実施など、新型コロナの影響はありましたけれども、大会機運の醸成にそれぞれ市町村でも努めていただいたと承知しております。

乙黒副委員長 実際に変更になり、選手が来られなかったということは残念であります。せっかくこれまで準備をしてきた関係性等もありますので、実際に来県できなかったとしても、その後どういった形でもつなげていただけるような市町村への働きかけですとか、うまくフォローしていただいて、実際にこの東京オリンピック・パラリンピックを通じてできた人間関係というか、そういう地域のつながりをうまく生かしていただければと思っております。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックによるレガシーというものは、具体的にどのようなものを指しているのか。また、その詳細をお伺いします。

樋田スポーツ振興課長 レガシーは、大会の開催によりまして開催国が長年にわたり継承、享受できる大会の社会的、経済的、文化的な恩恵を指しますが、東京2020大会におきましては、バリアフリーのまちづくりとか、スポーツを通じた健康づくり、それから環境先進都市ですとか、芸術文化といった、価値あるレガシーを残していくことでございます。

本県におきましては、自転車競技ロードレースが初めて県内開催ということでございまして、これを一過性のものとせず、例えば持続的な発展につなげるということで、具体的には山中湖のサイクルスポーツチームの発足ですとか、あるいは明年度、富士河口湖でトライアスロン大会が開催されますことですとか、また、西湖にもエンターテインメント会社の株式会社アミューズ社が移転して、今後のスポーツの事業にも力を入れていくということで、これらもレガシーの一つだと考えております。

また、山梨県の自転車活用の推進計画ですとか、本年3月に策定しました県の成長産業化戦略、こういったものにおきましてオリンピックコースを活用した各種施策を展開して、サイクルツーリズムを促進していきたいと考えてございます。

乙黒副委員長 実際に県内で初めてオリンピックのロードレースのコースとして利用されたということで、これからも実際にコースを走ってみたいという方を含めて、観光とし生かしていければと思っておりますので、今度はしっかりとそういったレガシーという部分も打ち出しながら、またつなげていただきたいと思っております。

（障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充実について）

続きまして、主要施策成果説明書の60ページ、障害者のスポーツ活動、文化芸術活動等の充実について、ここでは障害者スポーツの関係者との連携体制について伺いたいと思っております。

特に、今回は東京オリンピック・パラリンピックということもあり、県民の多くの皆様もこうした障害を持った方々もスポーツをすることによって、人生を充実させることができる。またその能力に対しても健常者と変わらない努力によっていろいろできるものが多く伝わっていると思っております。

そういった中で、こうしたスポーツの関係者との連携体制は怎么样了のか、お伺いしたいと思います。

樋田スポーツ振興課長 障害のある方が健常者と一緒にスポーツに親しむ交流教室というものは、県の障害者スポーツ協会と連携しながら、本来であれば20回実施予定のところ、コロナの影響で10回の実施にとどまりましたが、共生社会の実現に向けて一定の成果は出せたと考えております。

また、障害者スポーツの指導者を育成する協議会とも連携して、障害者スポーツの指導員の養成講習会を開催して、従前の令和元年度と比較しますと3割増の171人の公認登録者の確保や、資質の向上を図っております。

また、県の障害者スポーツ協会が行う、例えば車椅子とかゴールボールなどの貸し出し用具も支援させていただきながら、また先ほど委員がおっしゃられたように、パラリンピックの成果を踏まえて、ボッチャ協会も盛り上がりが出ていますので、ルールの説明や、活動状況など、ユーチューブ等も活用して発信をすることや、あるいは特別支援学校でも、まだまだ障害者の方でもスポーツをやりたい方の潜在的なものはあると思いますので、そういった方々に、先ほど委員がおっしゃられたように、人生の充実とか、努力していく姿をモチベーションにつなげてもらうため、障害者スポーツの環境の一層の充実、こういったものを特別支援学校、教育、福祉とも連携して、スポーツだけでなくネットワークづくりに取り組んでいきたいと考えております。

乙黒副委員長 やはりせっかく東京オリンピック・パラリンピックを通して国民全体にそういった障害者の皆さんの可能性が広く周知されておりますので、ぜひ県内にいる障害者の皆様が、こういったチャレンジをしてみたい、同じようなことをやってみたいと思ったときに、気軽に参加できるような体制を整えることが重要だと思いますので、ぜひこうした関係者の皆様と連携体制を充実させていただいて、できる可能性を広げていただけるような施策をこれからもお願いしたいと思います。

（キャリア教育の充実について）

それでは、次の質問に移ります。同じく、成果説明書の49ページ、キャリア教育の充実についてお伺いいたします。

この49ページのキャリア教育の充実という中で、特に体験型学習プログラムと記載されておりますが、この具体的な詳細についてお伺いしたいと思います。

高見澤高校教育課長 御質問にお答えします。

体験型学習プログラムは、講話等の聴講のみではなく、生徒自身が実際に体験したり、意見交換をしたりすることで学びを深め、主体的、協働的に行動できる資質能力の育成を目指しております。

プログラムでは、生徒に身につけてほしい資質能力を明確にし、インターンシップ系列、シチズンシップ系列など6つの系列に位置づけ、各校で体験型学習を計画、実施しております。

例えば、望ましい職業観や勤労観を育成することを目的としたインターンシップ、社会参画の態度を育成することを目的とする地域の防災活動、模擬投票、模擬裁判、産業への理解を深めることを目的とする先端技術や伝統産業の体験などを実施しております。

乙黒副委員長 今、子供たちに求められている能力というのが、ただ単に勉強するだけ、知識を詰め込むだけということではなくて、それをどう生かしていくか、社会の中でどのような形で発揮していくかが求められていると思いますので、こうしたそれぞれの学習プログラムについても、しっかり充実をさせていただいて、またその上で次の質問の中で、やまなしキャリアパスポートを活用してやっていきたいという明細がありますが、その詳細についてもお伺いいたします。

高見澤高校教育課長 やまなしキャリアパスポートにつきましては、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、学習状況や自身の変容や成長を自己評価、記録しております。この記録をもとに、学習や学校生活の節目ごとに自分のキャリア形成を振り返ったり、見通したりすることを通して、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるように活用し

ております。

また、記録を活用して教師や保護者が児童生徒に対話的にかかわり、児童生徒への理解を深め、その成長を促すことで、校種を超えた系統的な指導に役立てております。

乙黒副委員長 なかなか学校の成績だけでは伝わらないものも、しっかりとこうした新たな試みの中で、子供たちの個性がいかにかき立てられていくか、また教育現場でもそれをしっかりと把握して、適切な指導がしていけるかという部分、こういった施策にかかわってくると思いますので、今後も充実した施策をお願いしたいなと思います。

（スポーツ振興について）

志村委員 まず、スポーツ振興について、1点目はスポーツ成長産業化戦略、令和3年度から令和4年度の2カ年ということで、昨年度策定をされましたけれども、この戦略策定の業務委託の内容について、まずお伺いいたします。

樋田スポーツ振興課長 この戦略の策定に当たりましては、まずスポーツの置かれている国内外の広い視点から俯瞰するとともに、県、市町村、民間、競技団体、そういった多様な主体が連携する中で、本県の特性を踏まえた戦略を策定する必要があると考えました。

このため、外部の専門家に委託しまして、スポーツに関する国内外の先進事例ですとか、本県の有するスポーツの資源、環境を調査して課題の整理、分析をするなど、専門的な見地を踏まえた戦略を策定したところでございます。

委託契約につきましては、公募型のプロポーザル方式ということで、実績のある機関と2,079万円で契約締結をしました。

志村委員 この発注に関してですが、何社入札があったのでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 3社でございます。

志村委員 1次、2次とありましたけれども、2次の時点まで3社残っていたのでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 最終的に3社ということでございます。

志村委員 完成したスポーツ成長産業化戦略は2,079万円ということでしたけれども、この戦略策定における考え方についてお伺いします。

樋田スポーツ振興課長 この戦略につきましては、県の総合計画を受けて策定したものでありまして、スポーツを体育とか競技として捉えるだけではなくて、ビジネス資源としても捉えると。その活用により収益を生み出すことによって、本県をスポーツで稼げる県として、観光消費額の増大等によりまして、県内産業の活性化ですとか、新たな関連技術の集積、拡大を図りまして、県内経済活性化とか雇用機会の創出につなげることを目指しているところでございます。

志村委員 専門的な事業者がこの策定を依頼したということですが、こうしたスポーツ関係の計画策定の実績というのはどのぐらいあったのでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 本県の実績等はございませんが、国レベル等で実績がございましたので、お願いしたところでございます。

志村委員 教育委員会で策定したスポーツ推進計画というのもございますけれども、スポーツの成長産業

化という視点でこの戦略を策定されたということで、承知していますが、全く連結するところがないようにも読めますけれども、この点については、どのような考え方でしょうか。

樋田スポーツ振興課長 委員のおっしゃられた県のスポーツ推進計画につきましては、国のスポーツ基本法というものがございまして、その計画に基づいて県レベルでも参酌しながら作成しております。

教育委員会の分野ですとか、私どもスポーツ振興局の分野ですとか、その他の分野を包含している内容になってございます。今回の戦略につきましては、期間が2年間という限定的なものでございまして、本県ならではの戦略ということで、いわゆる特色を出すという点で、基本的な国の計画であるスポーツ推進計画とも連携はしますけれども、独立して策定したという次第でございます。

志村委員 この策定と昨年度並行して地域活性化懇話会が設けられまして、6回にわたって議論を行っておりますけれども、この地域活性化懇話会ではどのような議論がなされたのか、お聞かせください。

樋田スポーツ振興課長 主に、スポーツビジネスを中心としたスポーツによる地域活性化の方向性について検討を行ったものでございます。委員がおっしゃられるように6回開催しまして、スポーツツーリズムを推進する核となる組織としてスポーツコミッションを設立することが重要ですとか、あるいは自治体や政府からの補助金を受け、それだけでこなすスポーツコミッションということではなくて、もっとチャレンジングなことをやらなければいけないなど、そういった意見も出されて、スポーツコミッション設立に向けて活発な意見交換が行われたということでございます。

志村委員 この第4回の東京で行われた会議の際には、「山梨県ならではの」というところが重要だという意見もあったと承知しています。「山梨県ならではの」というのは、どのようなイメージが出されたのでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 御質問をいただいた「山梨ならではの」というところでございますが、1つは、首都圏からの近さというものがある。それから、恵まれた自然環境、それから、東京オリンピックで自転車競技ロードレースのコースができたということが強みということで、それらを最大限に生かして、県内全域で展開していくということでございます。それを踏まえてスポーツ関連消費を本県に取り込んで、県民所得の向上ですとか、雇用の創出、ひいては定住人口の増加など、スポーツで稼げる県、そういったものを目指すべきだという意見も出たということでございます。

志村委員 そして、4つの戦略、7つの施策でこの戦略が策定されたわけですが、成長産業化に向けた具体策、これはどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

樋田スポーツ振興課長 スポーツ成長産業化戦略につきましては、令和4年度までの計画となっておりまして、本年度は主に令和4年度にスタートしますスポーツコミッションの設立を目指しまして、県内外へのステークホルダーから成る準備委員会を開催しまして、その組織体制ですとか事業の内容、そういったものの意見交換を現在行っているところでございます。

志村委員 既に今年度動いているとのことですので、そちらは、また来年度決算が必要であればということになると思いますけれども、その戦略の中でスポーツ施設を核とした地域経済活性化、既存施設の再評価ということもあり、民間活力導入に向けた検討ということもありました。この戦略策定においては、この点についてどのような検討がされたのでしょうか。

樋田スポーツ振興課長 現在、北杜市と連携して進めています八ヶ岳のスケートセンターについては、現在は県

の施設でございますが、来年4月からは北杜市の施設ということで無償譲渡をさせていただくことになってございます。そういった県の資産を有効活用して、なおかつ市町村に引き継いでもらって、県と市町村が協働しながら関与することで、周辺地域の市民も巻き込んで活性化をしていくというところでございます。

志村委員 民間活力導入というところはいかがですか。

樋田スポーツ振興課長 周辺地域の活性化の中には、八ヶ岳スケートセンターの例でいえば馬術競技場ですとか、あるいは民間でいえば、近くに美術館ですとか、あるいはそれ以外の宿泊施設等もございまして、そういった八ヶ岳スケートセンター、県有施設を一つの核として周辺地域に波及効果ですとか相乗効果をもたらせるような、モデルエリアということでやっていく内容でございまして。

志村委員 今後もスポーツ施設を民間活力の導入、利活用を含めて検討していただくことを期待しております。

それから大きな2点目として、スポーツの振興施策で、まず説明資料（ス）の4ページで、競技力向上費というのがありますけれども、具体的な中身についてお聞かせください。

樋田スポーツ振興課長 この費用につきましては、本県を代表して国民体育大会に出場する41競技団体がございまして、その競技団体の競技力の向上に助成しております。

具体的には、ジュニアアスリートトータルサポート事業ということで、6歳から15歳までの小中学生のジュニア選手をターゲットにしまして、その発掘と育成を実施しているところでございます。

また、それらを指導する指導者の方々に対しても、日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者の資格、こういった取得を促進するための一部助成等もしております、そういった選手の発掘、育成並びに指導者の強化というところもあわせて行っているところでございます。

志村委員 それから、これは公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づいて、八代射撃場の計画的な改修に取り組まれていますけれども、昨年度行われた改修の内容についてお聞かせいたします。

樋田スポーツ振興課長 八代射撃場につきましては、県内のライフル射撃競技の普及振興に大きく寄与してきたと承知しております、昭和58年に整備されて老朽化等は進んでおりますが、公共施設の管理計画に基づきまして、計画的に修繕等を行っております。

その中で、令和2年度につきましては、ライフル射場というのがございまして、その屋根の改修の設計を行ったところでございまして、今後も計画的な改修を進めていきたいと考えております。

志村委員 八代射撃場を計画的に改修していただき、またいずれこれは、ずっと申し上げておりますけれども、電子標的等の導入もぜひ検討していただきたいと思いますと思っております。

最後に、総合球技場について何年か前からとまっているという認識でありますけれども、この検討状況についてお聞かせください。

樋田スポーツ振興課長 これまでは基本構想とか基本計画案を策定するなど、実現に向けた検討を進めてきたところでございますけれども、その過程において整備費ですとか、あるいは運営費、多大な財政負担の懸念が払拭し得ないということから、民間活力の活用の導入ですとか、施設の多機能化、それらによって黒字化を目指すこととしまして、令和2年度におきましては、スポーツによる地域活性化懇話会、その中で意見聴取をするなど検討を深めてきたところでございます。

その懇話会におきましては、民間事業者を構想段階から主体的に関与させていくことが重要で

あるという指摘のほか、強いリーダーシップのもと、市場分析、それから収益構造の検討を踏まえた施設の計画ですとか、運営の計画、収支計画、そういったものを練り上げて事業化に取り組んでいくことの必要性も示されましたので、これらを踏まえた検討を行っているところでございます。

志村委員

懇話会の第4回と第5回で触れられていたと承知をしておりますけれども、総合球技場のあり方については、県民の皆様の関心も非常に高いと、そしてまたコロナ禍でスポーツの見方、あり方も変容してきている部分もあるという中で、今後の方向性をしっかりと県当局としても検討して、示していただきたいと思いますと思っております。

そして最後に、この成長産業化戦略に関しては、残念ながらeスポーツが入っていないと。これに関しては、私は非常に残念に思っておりますけれども、今後の検討課題、さらにヴァンフォーレやクインビーンズなど県内のプロチームとの連携とか、あるいはスポーツを活用した経済活性化の具体策をしっかりと戦略を踏まえて取り組んでいただきたいと思いますということを申し上げて、私の質問を終わります。

(学力向上に向けた取り組みの推進について)

向山委員

学力向上に向けた取り組みの推進についてお伺いをしたいと思います。

昨年の春の学校の一斉休校を受けて一番影響を受けたのが児童生徒、また学校関係者の皆様だと思います。コロナ禍において児童生徒の学力の維持及び向上について、県教育委員会としてどのように取り組みを進めてきたのか、お伺いしたいと思います。

秋山義務教育課長 お答えさせていただきます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国学力・学習状況調査が実施できませんでした。また、県独自の学力調査も実施できませんでした。しかし、県の学力把握調査の問題は各学校に配布し、授業で活用していただきました。

また、英語検定を受検する中学生に対して受検料の補助を行う市町村教育委員会への補助を行い、英語の学力向上を図るとともに、児童生徒や保護者が家庭学習の必要性を理解し、習慣化を推進するためにクリアファイルを作製、配布いたしました。

さらに、県では予算をかけずに「やまなし小・中学校応援サイト」を開設し、国語や算数・数学の単元ポイントをわかりやすく説明した動画や、各自で取り組みができる学習プリントの配信により、児童生徒の家庭学習を支援してまいりました。

加えまして、教員の業務を補助し、教員が学力向上に係る業務に専念できるようにするため、学級担任を補助する学力向上支援スタッフや教室の消毒作業を行うスクール・サポート・スタッフを学校に配置したところでございます。

向山委員

動画や学習プリント、補助するスタッフということで、さまざまな事業を行っていただきながら、子供たちのサポートに努めてきたということを確認させていただきました。

その中で、今回のこの決算資料の中には、主要施策成果説明書及び説明資料等の中で、予算をかけずに、という御答弁がありましたので、記述がないところもあったかと思いますが、昨年度一番大きな新型コロナウイルスの影響というところであれば、もう少し丁寧に御説明をいただいて、今御説明いただいたので把握できた部分が多くありますけれども、しっかりと表現をしてもよかったのではないかと思います。

学力の側面から見ると、今回の新型コロナウイルス感染症については、どのような影響を与えたと、昨年度の実績を踏まえてお考えになっているのか。また、昨年度の取り組みの中で、補充・補完するような取り組みを次年度以降どのように行っていく考えなのか、お伺いしたいと思います。

秋山義務教育課長 まず、新型コロナウイルス感染症の学力の面への影響でございますが、今年度5月に実施しました全国学力・学習状況調査の結果によると、本県においては、昨年度の新型コロナウイルス感染症による学力への影響は見られず、また国による全国の状況の分析でも同じようであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による休校等により、家庭での学習環境の変化が生じ、今後、学習意欲の減退や学力差が生じる懸念がありますので、引き続き問題意識を持ち、児童生徒の様子を注視してまいります。

次に、昨年度の取り組みを踏まえた補充・補完をする取り組みでございますが、昨年度のネット上での学習支援の取り組みを踏まえ、GIGAスクール構想の推進による1人1台端末を効果的に活用できますよう、電子の副教材を作成し、各学校に配信し、授業に活用しております。

また、市町村の評価が高かった学力向上支援スタッフとスクール・サポート・スタッフについては、今年度も市町村の意向を確認し、学校に配置しております。

向山委員

学力調査におきましては、本当に誤差の範囲内の結果だと感じております。そのほかで、注意をしなければいけないのは、先ほど学習の意欲の減退ということがありましたけれども、あわせて行った児童生徒調査におきまして、勉強に不安を感じたという生徒児童が6割近くに上ったということもありましたので、心理的な面もしっかり学習面でサポートを引き続きしていただきたいのと、コロナの影響というのは単年度だけではかることはできないと思いますので、学力の部分についても、長期にわたる影響調査を引き続き行っていただきたいと思います。

（ICTを活用した人材育成について）

浅川委員

ICTを活用した人材育成について、主要施策成果説明書42ページ、小中学校において国のGIGAスクール構想により、ICT環境が整備され、授業での活用も始まっていると聞いております。

また、本年1月に中教審が取りまとめた令和の日本型学校教育の答申においても、ICTはこれからの学校教育を支える必要不可欠なツールとされており、県立学校においても積極的に活用することが必要であると考えます。

そこで、質問いたします。県立学校におけるICTを活用した教育に向けて、ICT機器やネットワーク環境を整備しているが、その整備内容について伺います。

遠藤ICT教育推進監 平成2年度における県立学校のICT機器の整備としましては、GIGAスクール構想に基づき、県立学校の全普通教室のほか、特別教室や体育館などに無線LANを整備するとともに、特別支援学校の小学部と中学部の児童生徒用1人1台端末の整備を行ってきたところでございます。

また、特別支援学校の高等部の生徒3人に1台分の生徒用端末の整備や県立学校全クラスへの大型提示装置などの整備を行っております。済みません、令和2年度でございます。

浅川委員

よくわかりました。学校のICT環境を整備することが重要であることは言わずもがなであるが、県立学校においてICTを活用してどのような教育を行っているのか、伺います。

遠藤ICT教育推進監 現在、各学校におきましては、整備した無線LANや大型提示装置を使いまして、児童生徒にわかりやすく工夫された授業が行われております。

また、各学校では、例えば児童生徒の学習用のタブレット端末を用いまして、生徒同士が共同して学習活動を行ったり、あるいは遠隔地の専門家による遠隔教育を行ったりするなど、ICTの特徴を生かした教育活動に挑戦しております。

今後も、こうしたICTの利点を生かした学びの質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

浅川委員 最後に、県立学校においては、これまで整備してきたICT環境に加えて、来年度からは個人所有の端末を活用するBYODを導入する予定と聞いている。保護者への負担を求めていくことから、教育効果を最大限に引き出す取り組みは極めて重要であると考え、今後の取り組みへの考え方について伺います。

遠藤ICT教育推進監 学校におけるICTの活用につきましては、これまで以上に学校での授業や家庭学習などにおきまして、日常的に活用したいと考えており、ついては、教員のICT活用指導力の向上が非常に重要であると考えております。そのため、県総合教育センターにおける各種研修や、各学校における校内研修の促進など、教員研修の充実に取り組んでまいります。

浅川委員 昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会環境や働き方が大きく変わってきている。そのような時代において子供たちが活躍していくためには、日ごろからICTに触れて、遊びや趣味だけではなく、学習や将来の仕事に活用できるよう、教育環境を整えていくことが大変重要であると思います。今後も児童生徒のためにしっかりと取り組んでいただきたい。

（学力の向上及び教員の負担軽減のための専門スタッフの配置について）

次に、学力の向上及び教員の負担軽減のための専門スタッフの配置について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校での教育活動については、児童生徒の学習機会の確保や心身への影響等の観点から、学校における感染リスクを軽減した上で継続して実施していくことが重要であります。

そこで、主要施策成果説明書の42ページにある、学力の向上及び教員の負担軽減のための専門スタッフの配置について幾つか伺います。

まず、児童生徒の学力の向上及び教員の負担軽減のため、専門スタッフを小中学校へさらに配置したとのことだが、配置された背景及び増強した理由をお伺いします。

秋山義務教育課長 専門スタッフには学力向上のための学力向上支援スタッフと教室等の消毒や清掃を行うスクール・サポート・スタッフがございます。学力向上支援スタッフにつきましては、国の補助金を活用し、平成30年度から市町村に配置してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年3月から5月にかけて本県の小中学校も含め、全国的に臨時休校を行いました。国では、休校後の学校再開や新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、学校では教員が新型コロナウイルスの消毒等の対応をしながら授業やその準備を行い、授業のおくれへの心配や、教員の負担が非常に大きくなってきたことから、学力向上支援スタッフの拡充とスクール・サポート・スタッフの創設を行ったところです。本県も、市町村の意向を踏まえまして、6月の補正予算で対応し、増強することといたしました。

浅川委員 次に、専門のスタッフの具体的な事業内容と、県内の市町村への配置状況についてお伺いします。

秋山義務教育課長 まず、学力向上のための学力向上支援スタッフですが、学級担任を補助し、休校中に児童が取り組んだ課題の採点や添削、放課後の補習などを行います。令和2年度の当初では、19市町村に23人の配置でしたが、6月補正予算で20市町村に402人を配置し、今年度は24市町村に310人を配置しております。

次に、消毒等を行うスクール・サポート・スタッフですが、これまでは教員が行っていた教室の消毒作業や清掃などを行い、令和2年度の6月補正予算で20市町村に254人を配置し、今年度は14市町村に151人を配置しております。

浅川委員 次に、学力向上と教員の負担軽減の専門スタッフを配置したことによる学校現場の評価はどう

であったのか、伺います。

秋山義務教育課長 学校現場におきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染防止対策を講じた上で、授業の準備や授業の対応に追われておりましたが、この専門のスタッフが配置されたことによりまして、教員の本来の業務であります授業への準備や授業に専念できるということになり、大変ありがたいという声が幾つも学校から届いております。

浅川委員 コロナ禍において教員の負担軽減を図り、授業等教員の本来業務に専念できる学力向上スタッフやスクール・サポート・スタッフを配置することは、児童生徒の学力向上のために必要であるので、市町村の意向を踏まえ、来年度以降も継続していただきたいと思っております。

（学校における働き方改革の推進について）

次に、学校における働き方改革の推進について伺います。

教員の多忙化が社会問題となり、授業や生徒指導に加え、部活動指導、保護者・地域への対応、さらに昨年度からは新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る業務負担が重なり、教員の勤務状況は厳しいものとなっている。このような中、現場の先生たちから子供たちと向き合う時間が少ないという悲痛な声を聞いております。

そこで質問いたします。山梨県の公立学校における働き方改革に関する取り組み方針が令和3年3月に策定されたが、その主な内容はどのようなものか、お伺いします。

権太働き方改革推進監 新たな取り組み方針では、教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活や教職員人生を豊かにすることによって、みずから人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことを目的としております。具体的には、3つの数値目標の達成を目指しております。1つ目が、時間外勤務が月80時間を超える教育職員をゼロにします。2つ目、放課後に部活動や会議等を実施せず、教員が児童生徒と向き合う時間を確保している日を「きずなの日」といいますが、この日を年間20回以上実施している学校の割合を100%にします。3つ目としましては、部活動において平日1日と土日どちらか1日を休養日としている学校部活動顧問の割合を中学校で100%、高等学校で90%以上とします。

これらの目標を達成するための取り組み内容としましては、幾つかあるのですが、主なものとしましては、勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定としまして、学校閉庁日の設定でありますとか、それから効果的な勤務時間の割り振り等の取り組みを推進しております。

また、校務の精選、効率化、明確化といたしましては、ICTを活用しました業務の改善、それから外部人材の確保等の取り組みを推進しております。

部活動運営の適正化、部活動の負担軽減としましては、部活動のガイドラインの遵守、それから部活動指導員等の活用等の取り組みを推進しております。

山田（一）委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いいたします。

浅川委員 教員の勤務実態の令和2年度の状況はどのようになっているのか、簡単に結構でございますので、お答えを願います。

権太働き方改革推進監 令和2年10月下旬から11月中旬のうちで、各学校で指定した1週間で時間外の在校等時間において実施した業務についての調査を行いました。その調査結果は次のようなものであります。

平日時間外勤務がある教職員は、小中高校ともに98%以上で、平均勤務時間は約2時間から2時間半でございました。その業務の内容は、授業の準備が一番多かった結果となっております。

土日時間外勤務がある教職員は、中高とも50%以上で、平均勤務時間は5時間以上となって

おりまして、こちらは一番多い業務内容が部活動の指導でございました。

浅川委員 学校における働き方改革は、教員の負担軽減のみならず、児童生徒に向き合うゆとり時間の確保、さらには教員人材確保についても重要であると考えます。教育委員会の今後の取り組みについて方針を伺います。

権太働き方改革推進監 新たな取り組み方針に基づきまして、働き方改革推進委員会を立ち上げ、これまでの取り組み状況を確認するとともに、課題等についての検討を先月行いました。今後は、例えば働き方改革の好事例を共有するとか、PTAと連携して保護者に周知が行き届くような取り組みを行ってまいります。それから、教員の研修をオンライン、オンデマンド化するなどの取り組みを進めていきたいと考えております。児童生徒に向き合い、効果的な教育活動を続けていくためにも、新たな取り組み方針に基づいた取り組みを着実に実践していきたいと考えております。

浅川委員 学校における働き方改革を確実に進めていくためには、それぞれが当事者意識を持って本気で取り組むことが必要であります。一人一人がしっかりと取り組むことにより、教員のこれまでの働き方を見直し、本県の教育が子供たちと向き合う時間を確保して、充実した教育活動が行われることを期待申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

（スポーツによる地域振興について）

卯月委員 主要施策成果説明書6ページ及び説明資料スの3ページ、スポーツによる地域振興について伺います。

東京2020オリンピック・パラリンピックでの県関係選手の活躍も記憶に新しいところでありまして、道志村や山中湖村が会場となった自転車競技のロードレースでは、スポーツによる地域活性化の可能性を強く感じたところであります。

県では、先ほどの質問にもありましたけれども、令和2年度に山梨県スポーツ成長産業化戦略を定めて、地域経済の活性化を図ることとしております。一方で、昨年度県議会では、議員提案による山梨県スポーツ推進条例を策定いたしました。このスポーツ成長産業化戦略とスポーツ推進条例、これはどのような関係にあるのか、まずお伺いしたいと思います。

樋田スポーツ振興課長 スポーツ推進条例の基本理念でありますスポーツを通じた地域活性化、これは成長産業化戦略の目標でありますスポーツをビジネス資源として捉えまして、その活用により本県経済の発展へとつなげることと合致しております。

このことから、条例と戦略が車の両輪となりまして、本県ならではのスポーツによる地域活性化が力強く進められていくよう取り組んでいるところでございます。

卯月委員 車の両輪として取り組んでいるということを理解いたしました。

この山梨県のスポーツ成長産業化戦略で定めた大きな項目が、スポーツで稼げる県づくりのための体制整備など、4つほどあるということ承知しておりますけれども、これらを今後どのようにして実現していくのか、お伺いしたいと思います。

樋田スポーツ振興課長 今年度県内外のステークホルダーから成るスポーツコミッションの設立準備委員会を開催しておりまして、スポーツコミッションの組織体制ですとか事業内容、意見交換を行っているところでございます。その委員会では、県有資産や協働する民間事業者の知識とかノウハウ、それから施設などを積極的に活用していく必要性などが示唆されているところでございます。

今後このような観点を踏まえまして、スポーツコミッションの詳細を固めまして、本県の強みを生かしたスポーツコミッションを設立して、この組織を中心にスポーツの成長産業化につなげてまいりたいと考えております。

卯月委員

強みを生かしていくというところで期待したいと思いますけれども、先日の報道で、中学校の修学旅行の訪問先でも、山梨県が第3位に順位を大きく上げたということが報道されておりますが、体験型のスポーツ等のフィールドとして、山梨県は大きなポテンシャルを持っていると感じておりますので、まさにこの稼げる県づくりを、今後もさらに進めていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

質疑 知事直轄組織、福祉保健部、子育て支援局関係

（障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充実について）

乙黒副委員長 主要施策成果説明書の60ページに記載があります障害者のスポーツ活動、文化芸術活動等の充実についてお伺いします。

先ほど午前中の第2グループでも、スポーツ振興局に障害者スポーツの質問させていただきましたが、同じように福祉保健部に対して障害者の芸術や文化を進めるための関係者との連携体制について伺いたいと思います。やはり、ことは東京オリンピック・パラリンピックもありましたし、障害者の皆さんが充実した人生を歩むために、どのようなサポートができるかという部分もありますので、どうぞよろしくお願ひします。

古澤障害福祉課長 県では、障害のある方の文化芸術活動を推進するため、市町村や特別支援学校、障害福祉サービス事業所、障害者団体などと連携をし、障害者の皆様が文化芸術に触れ、みずから創造し、発表する機会が確保、充実できるよう取り組んでおります。

また、障害者芸術文化祭や文化展などの開催に当たりましては、委託先の県障害者福祉協会や山梨アールブリュットネットワークセンターと十分に意思疎通を図り、障害のある方の視点ですとか、アールブリュットに関する専門的な観点を取り入れるなどしまして、障害のある方の理解を深め、その社会参加を促進できるよう、より効果的な事業展開を図っております。

乙黒副委員長 やはり障害を持った皆様も、スポーツもそうですし、こうした文化のさまざまな活動にチャレンジしたいと思ったときに、そこに壁をつくることなく参加できるように、まずは行政のサポートの中でそういった活動をしている方々と連携を深めることが大事だと思いますので、ぜひそうした施策を進めていただけるようお願いしたいと思います。

（僻地医療の確保について）

次の質問に移ります。主要成果説明書の85ページに記載があります僻地医療の確保についてお伺いいたします。

一般質問でも質問させていただきましたが、山梨県内さまざまな広い地域の中で医療体制の差があるのが現実であります。そんな中で、こうした山間部等の住民への医療提供は、大変重要なことではあります。僻地医療拠点病院に対する巡回医療の支援について詳細をお伺いいたします。

齊藤医務課長 現在の僻地医療拠点病院の指定でございますけれども、大月市立中央病院、市川三郷病院、飯富病院、塩川病院の計4病院を指定しているところでございます。

昨年度でございますが、この4病院におきまして巡回診療が延べ169回、患者さんといしましては延べ684人の方の受診をいたしました。県ではこの巡回診療に対しまして総額で1,069万4,000円の補助を行ったところでございます。

乙黒副委員長 1,000万円近いサポートをしているということをおっしゃいましたが、こういった感じの経費として使われているのか、もう一度詳しくお願ひします。

齊藤医務課長 主にドクター、看護師等の人件費でございます。国の設定いたしました基準に基づきまして、国と県と2分の1ずつ補助しているところでございます。

乙黒副委員長 巡回医療といいますと、やはり当然人件費も必要ではあります。例えば車両の機器ですとか、そういった部分も必要になってくると思います。

同じく、僻地医療拠点病院・診療所に対する設備整備への支援についても詳細をお伺いいたします。

齊藤医務課長 施設の整備につきましては、ここ数年実は要望がございませんので、補助はしておりません。一方、設備整備でございますけれども、病院には、市川三郷病院に対しまして乳房エックス線撮影装置などに対しまして5,133万7,000円、あと飯富病院でございますが、生化学検査装置などに対しまして5,500万円助成したところでございます。

また、診療所でございますけれども、南部町の万沢診療所におけます、これは巡回診療車でございます。こちらは63万4,000円、あとは丹波山村診療所におきまして、超音波画像装置の整備に対し404万2,000円ということで、合計で1億1,103万3,000円助成をしているところであります。

乙黒副委員長 今後はオンライン診療もどんどん進んでいくのではないかという中で、こうした僻地にも先生がみずから行かなくても、車両等の機器とかの性能を高めていけば、そういった人件費も安く抑えられたり、効率的にできる部分もあると思いますので、しっかりと連携をとっていただいて、十分な施策をして、山梨県のどこに住んでいても同じような医療体制がとられるような施策を進めていただければと思います。

(がん対策について)

志村委員 まず、がん対策についてお伺いしますが、1つ目として、がん患者サポートセンター相談事業、昨年度の状況はどのようなものだったのか、御説明をお願いします。

行村健康増進課長 がん患者サポートセンター相談事業につきましては、患者家族からの相談に対するワンストップ窓口でございまして、医師や保健師、社会保険労務士、ピアサポーター等が相談に対応しているところでございますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、一時相談を見合わせた時期がございまして、令和元年度の61件に比しまして37件と減少してございました。

相談内容につきましては、治療や症状、経済面や精神面の不安、緩和ケア、療養や就労の悩みなどとなっております。

志村委員 コロナ禍の影響もあって相談件数は減っているということですが、これまでの取り組み、昨年度までの状況から、がん患者が相談をする環境というのは充実してきたと考えてよろしいでしょうか。

行村健康増進課長 委員御指摘のとおり、実際にコロナウイルスの影響で実績は減ってございますが、その後回復してございます。我々といたしましても、可能な限り周知を図り、ラジオ番組や市町村広報の利用等を通じまして、さらに周知を図り、相談実績の充実、また相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

(生活福祉資金貸付事業について)

志村委員 続いて、成果説明書の88ページに移りますが、小児慢性特定疾病児童への医療費助成、この実績についてお伺いします。

行村健康増進課長 小児慢性特定疾病児童への医療費助成の実績につきましては、令和2年度の受給件数は537名、決算額といたしましては1億796万円でございます。

志村委員 こちらについても実績は増加していると受けとめております。そして、難病患者の医療費助成、こちらの実績についてもお願いいたします。

行村健康増進課長 指定難病法に基づきます医療費助成につきましては、令和2年度末の受給者数は5,035名、令和2年度の決算額は8億6,604万4,000円でございます、小児慢性特定疾病とともに、一昨年度と比しまして微増となっております。

志村委員 あわせて、難病相談支援センター、こちらの利用状況についてもお願いいたします。

行村健康増進課長 難病相談支援センターにつきましては、難病患者と家族等の相談対応と交流事業等を実施してございます。

まず、相談実績につきましては、令和2年度は525件でございます、例年500件前後で増減しておりますので、例年並みとなっております。

相談内容につきましては、症状や治療、就労、生活、経済面の悩みなどであり、就労相談につきましては、ハローワークと協働いたしまして就労につなげてございます。

また、交流事業につきましては、患者や家族につきましては、毎月1回以上、計17回の実績で行うとともに、研修等につきましては、パーキンソン病体験発表会等を実施しているところでございます。

志村委員 それから、昨年度がん患者の妊孕性温存療法、この医療費の助成の実績についてもお尋ねいたします。

行村健康増進課長 がん患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう治療に際して行う保険適用外の妊孕性温存療法に係る費用を助成してございますが、こちらにつきましては、全国の中でも先行して、令和元年度から助成事業を開始したところでございますが、令和2年度の実績は7件、助成額は206万8,000円でございます。

志村委員 非常にかん患者、また子供の難病も含めてさまざまな重篤な病氣と闘っていらっしゃる患者さんが、山梨の医療サービスを受けることで、少しでも回復されて、また健康に生活していただけるということが、私たちにとっても切なる願いであります。そうした意味でも、こうした取り組みを今後も引き続きしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

最後に、免疫消失患者の各種予防接種の再接種の状況について、本県の状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

佐野感染症対策推進監 骨髄移植等の医療行為によりまして、免疫が消失した場合のワクチンの再接種につきましては、予防接種法上、定期接種の対象となっていないため、費用は全額自己負担となります。

このため、県ではこれまで全国衛生部長会を通じまして、国に対し、全国統一的な対応となるよう検討するとともに、法律が改正されるまではワクチン再接種に係る補助制度の創設や予防接種法の特例措置を講ずるよう、国に要望しているところでございます。

志村委員 本県では、この再接種に関する対応はまだとられていないということでありまして、これは昨年度の状況で申し上げますと、全国1,724基礎自治体中414の自治体が助成を開始していると、何らかの形で開始をしているというアンケート調査結果も出ております。今後、本県においてもやはりワクチン再接種の助成を検討していく必要があると考えておりますので、この辺のところはまた今後の課題として引き続き働きかけをしていきたいと思っております。

（生活福祉資金貸付事業について）

続きまして、次の質問に移ります。生活福祉資金貸付事業についてお伺いします。

まず、新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響によりまして、緊急小口、それから総合支援の貸付制度の利用が激増しました、昨年度。その貸付額も、それから今後の償還に係る

事務量大変膨大なものとなっている。また、今後もなっていくことが想定されます。令和2年度の本県における貸付の状況について伺います。

小俣福祉保健総務課長 令和2年度の本県における生活福祉資金の特例貸付の状況につきまして、緊急小口資金が8,018件、延長を含みます初回分の総合支援資金が4,375件、再貸付分の総合支援資金が569件、合計で貸付決定件数1万2,962件となっております。貸付決定金額は50億4,624万円という状況でございます。

志村委員 大変膨大な貸付を行っている。それまでの実績がおおよそ1億円とお聞きしておりますけれども、これは県民生活に非常に影響があるということの裏返しでもあると思いますけれども、一方で、市町村の社会福祉協議会が実質的な窓口になっておりまして、この貸付の業務量の増加による負担も非常に大きなものとなりました。

今後、償還に係る事務について、県としてどのような認識かをお尋ねするとともに、またどのような支援が社協に対して可能と考えているか、御見解をお伺いします。

小俣福祉保健総務課長 生活福祉資金の特例貸付の貸付窓口の業務につきましては、県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会に委託をいたしまして、市町村社会福祉協議会が必要な人員体制を確保して、対応していただいているところでございます。

一方で、今後発生します特例貸付の償還に係る事務につきましては、実際にまだ具体的な事務手続方法が国から示されていない状況ではございますが、現在のところ、県社会福祉協議会が直接行うことを予定しております。

償還の取り扱い件数が非常に膨大なものとなりますことから、県社会福祉協議会においては、既に特例貸付の償還事務を担当する職員を増員配置しておりまして、必要な準備をしているところでございます。今後も県として適切な償還事務に必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

志村委員 県としましても必要な支援をしっかりと対応していただきますようお願い申し上げます、質問を終わります。

（データを活用した健康増進と医療費適正化の推進について）

向山委員 データを活用した健康増進と医療費適正化の推進についてお伺いいたします。

主要施策成果説明書の90ページにありますけれども、スマートフォンアプリケーション、これはDeSCヘルスケア株式会社が行っているkencomを使ったアプリだと思いますが、本事業の目標値をどのように設定したのか、また、昨年度からの運用実績について、まずお伺いしたいと思います。

砂田国保援護課長 目標値につきましては、事業が終了いたします令和4年度までに特定健診の対象者の1割に相当します1万5,000人の利用を目指しております。

運用実績につきましては、昨年9月から順次運用を始め、12月には全ての市町村で運用を開始いたしました。現在、県や市町村の広報紙等で周知を行っております。市町村の健診会場での登録会を予定していたところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、計画どおりに実施をできていない状況でございます。

登録者数につきましては、昨年度末で183人となっております。

向山委員 まず、この事業のスタートの令和元年9月の定例会において、私も担当委員会であったことから質問をさせていただきました。スマホを持っている方、持っていない方もいらっしゃる中で、どのようにしてふやしていけるのかというところが大きな課題ではないかということも申し上げさ

せていただいたところですけれども、この令和元年度から行っているやまなしデータdeヘルス事業につきまして、昨年度の実績を踏まえて次年度以降にどのような施策展開、予算執行を行うのか、お考えをお伺いします。

砂田国保援護課長 この事業の成果を上げるためには、できるだけ多くの方にこのアプリを利用させていただくことが必要でございます。令和2年度は、先ほど答弁させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、登録会等が計画どおりに実施をすることができておりません。今後は、あらゆる機会を通じて周知を行ってまいりたいと思いますが、まず国民健康保険の被保険者の半数以上を占めますシニア世代に向けたチラシを作成いたしまして、市町村を通じて周知に努めているところでございます。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、実施することができなかった特定健康診査会場での登録会を開催してまいります。

加えまして、国民健康保険の加入者が主な構成員となっております農協、商工会、シルバー人材センター等に対しましても、説明会や登録会の開催を働きかけてまいります。

予算につきましては、この事業では登録者群の医療費が非登録者群の医療費を下回った場合、その減少分に応じて委託料を支払う成果報酬型の契約となっております。委託業者は令和2年度の成果を翌年の11月末日までに県に報告することと定めておりまして、現在令和2年度の成果につきましては、委託業者が分析を行っているところでございます。令和3年度分以降につきましても同様となっております。

なお、委託業者が示しました成果報酬算定方式につきましては、学識経験者等も交えた成果報酬算定委員会にて妥当性を判断することとしております。

向山委員 成果報酬については、過去にない特異な形で行うと思いますので、委員会の話もありましたが、県民の皆さんにわかりやすいように見える化を図っていただきたいと思っております。

次に、医療費分析についてお伺いいたします。

どのような目的を持って予算執行を行ったのか、昨年度の実績を踏まえ、今後どのような施策展開を考えているのか、見解をお伺いいたします。

砂田国保援護課長 医療費分析の背景といたしまして、生活習慣に起因した疾病の場合、重症化を回避するためには、医療費データ等をもとにリスクの高い方を判別し、保健指導により生活改善を図ることが効果的ですが、市町村にはその判別するノウハウがございません。

そこで、県が医療費分析を実施することによりまして、データに基づいた課題を見える化いたしました。解決策を提示することで、市町村の保健事業への積極的な取り組みを促し、医療費の適正化を図ることを目的とした事業でございます。

具体的には、9つの市町村を対象にいたしまして、高額な医療費を要する方の健診や医療履歴を分析し、疾病ごとに症状の悪化を回避できた時期の特定と、有効な保健指導を提案することで、市町村の保健指導の向上を支援したところでございます。

昨年度末に全市町村を対象に事業報告会を実施いたしまして、対象市町村の優先課題であったり、解決策、具体的な実施方法をお示したところでございます。

報告会の内容を受けまして、対象となった9つの市町村では、健康づくり部門の保健師と情報を共有し、保健指導に活用していただいているところでございます。

また、対象とはならなかった市町村におきましても、共通する課題について保健指導の参考としていただいているところでございます。

向山委員 今回のこの医療費分析自体はデータホライズンという会社だと承知してはいますが、このDSCヘルスケアとも業務提携をされている会社だと承知しています。

こうした中で、たまたまなのか偶然なのか、こうした中で、うまく連動しながら取り組むこ

とも可能かなと思いますので、取り組みを進めていただきたいのと、やはり個人情報も含めて取り扱う事業でありますので、県民の皆さんの不安払拭も含めて取り組んでいただくことと、しっかりとした成果をきちんと分析して、今後の事業につなげていただきたいことをお願いして、質問は以上いたします。

（宿泊療養施設に関する事業について）

卯月委員

説明資料の知事直轄3ページ、感染症措置費のうち、宿泊療養施設に関する事業について伺います。

本県では、新型コロナウイルスに感染した患者さんについては、その症状により重点医療機関への入院、または宿泊療養施設での療養になるということを承知しております。このうち、宿泊療養施設については、無症状または軽症で入院治療の必要がないと医師が判断した患者さんが療養していただくものであり、病床等の逼迫を抑え、重点医療機関の負担を軽減する上で重要な役割を担っている施設と認識しております。

県では、昨年度北杜市と甲府市に1施設ずつ宿泊療養施設を開設し、軽症者の受け入れを行ったところですが、まずは施設の借り上げにどの程度の費用を要したのか、それぞれの施設ごとの支出状況についてお伺いしたいと思います。

佐野感染症対策推進監 昨年度開設しました2カ所の宿泊療養施設のうち、北杜市にありますホテル若神楼につきましては、借り上げの経費としまして6,726万5,000円、また甲府市にあります東横イン甲府駅南口1につきましては、借り上げ経費としまして2億6,220万9,800円、2施設合わせまして3億2,947万4,800円を支出したところであります。

卯月委員

規模によって違っても思いますが、提供していただいた施設の皆様には、本当に感謝をしたいと思います。

この宿泊療養施設では、医師や看護師による健康観察、また療養者が快適に過ごせるための生活支援などを行っていること承知しておりますけれども、施設の借り上げ以外に要した経費の内容と支出額についてお伺いしたいと思います。

佐野感染症対策推進監 まず、医師や看護師、生活支援スタッフや警備員を配置するための経費といたしまして、2施設合計で1億658万1,367円を支出いたしました。

また、部屋の消毒や廃棄物処理に要する経費、容体が悪化した療養者を重点医療機関に搬送するための経費など、施設の維持管理に要する経費といたしまして2,940万1,847円を支出いたしました。

さらに、療養者の食事や日用品の購入経費といたしまして2,066万7,624円を支出いたしました。

このほか、施設をゾーニングするための改修の経費や警備機器借り上げ等の経費といたしまして1,011万4,790円を支出いたしました。

卯月委員

昨年度は先ほど話がありましたように、北杜市にありますホテル若神楼、それから甲府市にある東横イン甲府駅南口1ですか、この2施設を稼働したとのことですが、それぞれの施設においてどれぐらいの方が療養をされたのかお伺いします。

佐野感染症対策推進監 まず、北杜市にありますホテル若神楼につきましては34人の患者さんが療養されました。それから、甲府市の東横イン甲府駅南口1につきましては211人の患者さんが療養されたところであります。2施設合わせまして245人の方が療養をされたところでございます。

昨年度の患者さんが全員で963名でしたので、そのうち25%に当たる方が、この宿泊療養施設で療養されたというところでございます。

卯月委員 患者さんの25%ということも承知いたしました。昨年度の状況については承知したわけですが、現在、全国的に新規感染者の発生数は低い水準で推移をしておりますが、本県においても大変落ちついた状態が続いておりますけれども、今後、昨年度も感染者が増加した年末年始を迎える中で、いわゆる第6波が到来して、多くの患者さんが発生するということも懸念をされるわけであります。この夏の感染ピーク時には、宿泊療養施設に入所できずに、数日間自宅で待機された患者さんがいたということでありますけれども、できるだけこうした事態が起こらないよう、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

佐野感染症対策推進監 第5波のピークとなりました8月下旬には、部屋の消毒ですとか清掃に時間を要したことなどから、入所までに時間を要し、お待ちいただく患者さんがおりました。

県では、こうした状況を改善するために、第5波のピーク時に3施設536室でありました宿泊療養施設を、その後、3施設430室ふやしまして、現在6施設で合わせまして966室を確保しているところでございます。加えまして、今後は部屋の消毒や清掃を行う業者を複数確保するなど、施設を効率的に稼働させ、稼働率の向上を図ることで、患者さんのスムーズな入所につなげてまいりたいと考えております。

卯月委員 966室と余裕がある数なのかなと思いますけれども、この宿泊療養施設の円滑な運用によりまして、感染拡大時における病床の逼迫を防ぐとともに、引き続き患者さんが安心して、安全に療養できる体制を確保していくように要望して、次の質問に移りたいと思います。

（働く世代の健康増進に向けた県内企業の健康経営の推進について）

主要施策成果説明書86ページ、健康寿命の延伸に向けた健やか山梨21の推進のうち、働く世代の健康増進に向けた県内企業の健康経営の推進についてお伺いします。

人生百年時代を豊かなものにするためには、できるだけ長く健康であり続けることが不可欠であり、生活習慣病の発症、重症化予防が重要であると思います。特に生活習慣病の発症率が高くなる働く世代の健康づくりに対する支援が課題と考えます。

こうした状況を踏まえ、県では令和元年度に、やまなし健康経営優良企業認定制度を創設し、昨年度初めて健康経営優良企業の認定を行ったと承知しています。

そこで、改めて令和2年度の認定実績と当該事業の決算額について伺います。

行村健康増進課長 認定初年度の昨年度につきましては、県内37社を認定してございまして、決算額といたしましては28万円、こちらは主に当該認定授与式に係る経費としての会場費及びパンフレットの作成費でございます。

卯月委員 今年度は認定制度がスタートして2年目となりますけれども、より多くの企業に制度の浸透を図っていく必要があると考えます。総合計画の成果指標では、令和4年度までに50社の認定を目標としておりますけれども、目標の達成見込みについて伺います。

山田（一）委員長 卯月委員に申し上げます。ここは決算認定の場であるので、次年度以降のことについては最小限にお願いいたします。

行村健康増進課長 令和元年度制度設計時に50社の認定を目標としたわけですが、昨年度37社に加えまして、本年度既に66社を認定しておりますので、現時点で103社ということで、目標については既に達成しているところでございます。

卯月委員 多くの企業が健康管理を経営的視点から精力的に実践をして、企業の活性化につなげようとい

うことは理解していますが、県内企業の99%以上は中小企業、特に小規模事業所は健康経営に取り組む余裕が少なく、認定に向けたハードルが高いのかなと思いますけれども、今後のことになってしまいますが、健康経営に取り組む県内企業をふやしていくためにきめ細やかなサポートが必要と考えますけれども、どのような対策を講じていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

行村健康増進課長 委員御指摘のとおり、昨年度からも、やはり小規模事業所の対応が重要という課題も見えてまいりまして、現在は小規模事業所とネットワークを持つアクサ保険生命株式会社と、健康経営の普及に関する連携協定を結んでございます。アクサ生命とともに小規模事業所の健康経営の導入実践について、きめ細かくサポートしているところでございまして、現在認定しております103社のうち70社は、従業員50人未満の事業所というところで、徐々に小規模事業所の参画もふえているところでございますので、今後もより多くの県内企業が健康経営に取り組めるよう支援を行ってまいりたいと存じます。

卯月委員 繰り返しになりますけれども、多くが中小企業、小規模企業ですので、認定に向けたサポートを引き続きお願いして、質問を終わります。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

古屋委員 歳入歳出決算報告書138ページ並びに説明資料、知事直轄3ページの新型コロナウイルス感染症対策について何点か伺いたいと思います。

昨年1月、国内で初めて新型コロナウイルスに感染された方が確認されてから、1年10カ月が経過いたしました。本年においても令和元年3月に県内初めての感染者が確認されて以降、昨年度の感染者数は963人であります。県ではこれまで先手対応並びに事前主義の基本方針のもと、県政最重要課題として新型コロナ対策を進めてきたことは十分承知しているところであります。

知事直轄組織においては、感染症対策を専門に扱う部門であるということ承知しておりますが、昨年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関するものが大半を占めていると思われまます。

そこでまず、昨年度における知事直轄組織の新型コロナウイルス感染症に関する予算額及び決算額の総額について伺います。

佐野感染症対策推進監 知事直轄組織所管の新型コロナウイルス感染症に関する昨年度の予算額は18億6,567万9,000円、決算額は14億3,906万2,000円であります。

古屋委員 140億円を超える経費が投入されているということで、改めて新型コロナウイルス対策の重要性が浮き彫りになったと思います。私は、新型コロナウイルス対応に当たって、感染拡大がされないことはもちろん、感染された方々が適切に治療を受けられ、早期に回復できるようにしていくことが重要と考えます。

感染が急拡大した都道府県では、入院を必要とする患者の急激な増大により、病床が逼迫し、この結果、病院では治療が必要であるにもかかわらず、入院ができない方が増加するなど、いわゆる医療崩壊が起こった地域もあったと承知しております。

感染者が急増する局面にあっても、医療崩壊を起こすことなく、無症状から重症者まで全ての患者が医療の管理下に置かれ、適切な治療や療養ができる環境を整備していくことが重要であると考えます。

そこで、昨年度の新型コロナウイルス感染症患者が入院する重点医療機関の病院数及び確保病床数、病床確保経費の決算について伺います。

佐野感染症対策推進監 令和2年度末時点におきます重点医療機関の病院数は11病院で、確保病床数はその時点で285床でありました。また、重点医療機関の病床確保のための経費の決算額につきましては、39億7,921万2,000円であります。

古屋委員 続きまして、重点医療機関に関する医療従事者の派遣等についてお伺いします。
新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、重点医療機関において患者の医療や看護に当たる医師や看護師などの医療従事者が不足することがあったと思います。このため、県では県内の医療機関から重点医療機関に対し、医師や看護師を派遣する事業を実施してきたところですが、医療従事者の派遣実施と、その経費の決算について伺います。

佐野感染症対策推進監 昨年度3カ所の協力医療機関から2カ所の重点医療機関に対しまして、医師、看護師を延べ17名派遣しておりまして、決算額は、776万6,000円であります。

古屋委員 続きまして、医療従事者への医療対策について伺いたいと思います。
冒頭申し上げたとおり、昨年度本県において感染が相次ぎ、重点医療機関において多くの患者が入院、療養したと承知しております。こうした患者の治療や看護にかかわる医療従事者の方々に、昼夜を問わず強い使命感を持って医療や看護等を提供してきたことから、心身に相当の負担がかかったと思われまます。新型コロナウイルス感染症に対する医療従事者に対して、医療対策が必要であったと思われまますが、昨年度県としてどのような事業を実施したのか、また、その事業の決算額と事業実績について伺います。

佐野感染症対策推進監 新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う医療従事者や救急隊員に対しまして、医療従事者応援金としまして、1日当たり5,000円を支給する事業を実施いたしました。本事業の決算額は1億7,343万円でありまして、この事業の対象者は3,122人、延べ勤務日数は3万4,686日であります。

齊藤医務課長 県では、応援金に加えまして、国が決定いたしました給付対象に従いまして、1人当たり20万円、10万円、5万円の慰労金を支給したところでございます。支給された方々につきましては約2万6,000人、支給額の合計は29億3,210万円となっております。

古屋委員 最後に、令和2年度の事業を踏まえた今後の課題についてお伺いします。

佐野感染症対策推進監 感染力が強い新たな変異株の流行等によりまして、今後さらなる感染拡大が起こることも想定をいたしまして、引き続き検査体制、あるいは医療提供体制の強化に取り組む必要があると考えております。
また、ワクチンの3回目接種に向けましては、接種を希望する方が円滑に接種を受けられるように、引き続き実施主体となります市町村を支援してまいりたいと考えております。

古屋委員 新型コロナウイルス感染症対策は着実な実施により、感染拡大を防ぐことはもとより、県民の生命や健康を守っていくことが極めて重要だと思ひます。引き続き万全の体制で感染防止のために御努力をいただきたいと思ひます。

(新型コロナウイルス感染症介護従事者応援金・介護施設等支援事業費について)
臼井委員 最初に、新型コロナウイルス感染症介護従事者応援金、介護施設等支援事業費についてであります。
歳入歳出決算報告書の130ページ、そして説明資料は福14ページとなります。
まず、新型コロナウイルス感染症に関する質問をさせていただくに当たりまして、このたび未

曾有の感染症が非常に蔓延した中で、長崎知事や感染症対策センターを初めとした関係する多くの県職員の皆様には、これまでの御尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。

また、今から質問させていただきます介護従事者の皆様におかれましても、大変苛酷な環境の中で奮闘されてきていただいたことにも、同様に感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

昨年2月に日本で初めて新型コロナウイルス感染症の発生が確認されました。あっという間に全国に感染が拡大いたしまして、本県においても全く例外ではなく、3月6日に1例目が確認をされてから、累計で感染者が5,000名を超えて、お亡くなりになられた方も29名となりました。過去に類を見ない感染力を持つこのウイルスに、私たちは大変翻弄されることになりました。

特に、一たび感染すれば重症化しやすい高齢者のケアを行う介護従事者は、自分自身が感染するかもしれないという不安を抱えながら、高齢者とその家族の生活を支えるために、使命感を持って日々利用者へのケアに当たるといふ重責を担ってこられました。心理的にも身体的にも負担は増大し、若干感染が落ちついてきた今であっても、御自身の生活あるいは家族との時間を犠牲にしてでも、例えば飲み会にも行かず、あるいはマスクをしても、極力とにかく人の集まる場所には行かず、人との接触を断って高齢者の命と暮らしを守るために奮闘いただいている状況であります。

また、介護施設におきましては、これまでにない感染防止対策が継続的に必要となりました。マスクやガウン、消毒液といった衛生物品はもとより、食堂や面会室への飛沫防止パネル、そして換気設備の設置など、通常では想定されないかかり増し経費が必要となりました。

こうした状況を受けて、県では新型コロナウイルス感染症、介護従事者応援金、介護施設等支援事業を実施したと承知していますが、その実施状況について何点か伺います。

まず、介護従事者応援金の支給実績について、対象者とその金額の詳細を伺います。

細田健康長寿推進課長 応援金の対象者につきましては、令和2年2月1日から6月30日までの間、県内の介護サービス事業所に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員2万304人に支給いたしました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症患者、または濃厚接触者が発生した事業所に勤務した職員には20万円、それ以外の事業所に勤務し、利用者と接する職員には5万円を支給したところ、支給金額は合わせて10億2,540万円となっております。

白井委員 次に、介護施設等支援事業の支給実績について、対象施設や金額など、その詳細をお伺いいたします。

細田健康長寿推進課長 支援金につきましては、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービスを提供するために、必要なかかり増し経費が発生した1,593の介護サービス事業所に対して11億1,352万3,000円を支給いたしました。

白井委員 この事業の原資というのは、これは全て国から来ているということよろしいでしょうか。

細田健康長寿推進課長 委員おっしゃるとおり、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金を活用しております。

白井委員 今回の応援金、支援金というのは、可能な限り速やかに、そしてすぐに支給をすることが望まれていたと思います。ただ、御答弁にあったように、原資が国からということでありまして、ちょっと気になるのは、やはり周知徹底から始まって、事務手続きがどれだけボリュームがあるかということは、非常に気になることでありましたけれども、この介護従事者、あるいは介護施設からは、スムーズな申請があつて、そして対象となる施設、そして従事者の皆さんに支援が行き届いたのかをお伺いをします。

細田健康長寿推進課長 応援金、支援金の事業開始に当たりましては、全事業所に通知をいたしまして、締め切り前には申請勧奨を行うなど、申請漏れのないよう配慮いたしました。

当然、初めての事業でしたので、多くの事業所からは質問等がございましたが、それに対応する形で速やかに申請していただくよう努めたところであります。その結果、応援金につきましては、県内の介護サービス事業所に勤務する職員2万304人に支給したところですが、介護職員、看護職員、リハ職、生活相談員、介護支援専門員のほか、派遣職員や業務委託職員に至るまで、コロナ禍で御苦労された職員に対して、幅広く支給できたものと考えております。

また、支援金につきましても、県内の1,593介護事業所に支給したところですが、事業所では、支援金の助成を通じてマスクや消毒液等の衛生物品、飛沫防止パネル等の購入、施設の消毒や清掃、面会室の改修等を行っておりまして、県としては必要な支援ができたものと考えております。

臼井委員 今後も決して予断を許さないこのコロナウイルスでありまして、引き続き高齢者施設というのは、徹底した感染対策を行っていかねばならないと思います。

このかかり増し経費につきましては、これまでと少し違った形かもしれませんが、引き続き国から補助も出るということを知っておりますけれども、ぜひこれらの経験を生かして、スムーズな支給や事務手続を行っていただくようお願いいたします。

（介護ロボット導入費補助金・介護事業所ICT導入支援補助金について）

次の質問に移ります。介護ロボット導入補助金、介護事業所ICT導入支援補助金についてであります。歳入歳出決算報告書の130ページ、成果説明書は96ページであります。

介護労働安定センターの令和2年度介護労働実態調査によると、介護職員の働く上での悩みとして、人手が足りない、身体的負担が大きいなどの声が上げられています。介護職員の安定的な確保定着を図っていくために、職員の業務負担の軽減に向けた取り組みが必要不可欠であります。

近年、介護現場においてもさまざまなロボット、介護ロボットやICTの活用が見られるようになりましたけれども、こうした機器の導入につきましては、職員の身体的負担の軽減や業務の効率化に大変有効なものでありまして、普及が進むことを大いに期待しているところであります。

介護待機者ゼロ社会の実現のため、施設整備を進めるに当たっても、介護人材の確保、定着は重要な課題でありまして、そのための一つの方策として介護ロボット、ICT導入を積極的に進めていくことが必要と考えます。

そこで、昨年度の事業実績について伺いますが、まず介護ロボットの導入に対する助成を21施設に行ったとありますが、このICTの導入に実績とあわせて詳細をお伺いできたらと思います。

細田健康長寿推進課長 県では、介護職員の負担軽減や業務効率化を支援するため、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護ロボットやICTの導入に対して助成を行っているところであります。

令和2年度は、介護ロボットについては介助者が装着して移動介助をする際の身体的負担を軽減するための移動介助用や、入浴の支援を行う機器等を21事業所へ合計132台について1,354万6,000円の助成を行いました。

また、介護記録の作成や職員の情報共有のためのICTの導入については、21事業所に対して1,512万4,000円の助成をいたしました。

臼井委員 今後、介護ロボットやICTを導入して業務改善を図ろうと考える施設が大変ふえてくると思われます。効果的な導入のために、県としてどのような支援を行っていくのか、伺います。

細田健康長寿推進課長 県では、令和2年度当初予算において、介護ロボットの導入補助額の引き上げや、見守

りセンサー導入に伴う通信環境整備に係る補助額を引き上げるなどの支援の拡充を行いました。

また、今年度からは、日々進歩している技術開発を踏まえ、使用目的や性能、市場での実績の面から十分効果を果たす機器かどうかを県独自で判定をしまして、国が採択した以外の機器も補助対象機器に追加をしております。

あわせて、前年度にロボットを導入した施設から提出された導入効果報告書をもとに、活用事例集にまとめ、それを公表することで導入する際の検討材料としていただいております。

臼井委員

私も以前、マッスルスーツという腰への負担を軽減するアシストスーツを装着して介護業務に当たったことがありますけれども、非常にうまく活用すると、大変効果があるものでありますが、なかなか装着の手間とか、あるいは使用方法をマスターするというのは、意外に時間がかかるものだと思います。

それでも必要なものでもありますので、ぜひ県としてもメーカーに対する技術の向上あるいは事業所への導入の後押しなどを、ぜひ積極的に行っていただきたいと思います。

（子どもの貧困対策の推進について）

次の質問に入ります。子供の貧困対策の推進についてであります。成果説明書100ページであります。

子供の貧困対策を推進するためには、地域における支援体制を強化することが極めて重要と考えています。地域に根差した取り組みとして、NPO法人などが運営する子ども食堂が上げられます。子供たちを見守り、さまざまな体験活動を通じて自立心や個々の肯定感を高める居場所として、子ども食堂の存在は大きいと思いますが、私はこの活動への支援というのは必要不可欠であると考えます。

成果説明書で子供の居場所づくりについて2団体に支援をしたとなっておりますけれども、この居場所づくりについて、具体的にどのように取り組んだのか、お伺いいたします。

柳沢子ども福祉課長 県や市町村では、子ども食堂や学習支援の場といった子供の居場所づくりを支援するために、運営者に対しまして設備整備や活動に必要な備品の購入等を助成する制度を令和2年度に創設したところであります。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、集団活動が困難な状況となりました。運営者は、新たな居場所の開設をちゅうちょしたり、既存の子ども食堂等の活動を休止する、そういった事態となりました。このため、再開に向けた感染防止対策の研修ですとか、フードパントリー活動の提案を行いながら、設置促進、また運営再開に努めたところでございます。

臼井委員

子ども食堂の活動が今後も円滑に進むように対策を講じていただきたいと思います。こうした個の取り組みを地域で共有、協働していくためには、支援機関の連携、それをコーディネートする仕組みと、そのメンテナンスが求められると思います。

地域の実情に沿った取り組みとなるように行われましたこの地域コーディネーター・フォローアップ専門家派遣の目的と内容について伺います。

柳沢子ども福祉課長 県では、地域において子供の貧困対策に取り組む支援機関同士のつながり、これを構築するキーマンであります地域コーディネーターを令和元年度までに93名養成したところでございます。

令和2年度は、子供の貧困対策推進法に基づく市町村版の子供の貧困対策推進計画の策定に向けた支援を行いながら、関係者のネットワーク構築の促進を図ることを目的といたしまして、子供の貧困や社会資源のつながり、この構築に精通した専門家を12市町村に派遣いたしまして、関係者同士の連携支援を担うコーディネーターの活動が、効果的かつ持続的なものとなるようにアドバイスをを行ったところであります。

臼井委員 この派遣による効果について伺います。

柳沢子ども福祉課長 専門家派遣を行いました12市町村につきましては、地域ネットワークが構築されました。こうした取り組みを背景にいたしまして、平成30年度末には5市であった地域ネットワークの構築済みの数が、令和2年度末時点では20市町村まで済んだところでございます。

これによりまして、新たにスタートいたしました、「やまなし子どもの食料・生活用品等支援ネットワーク構築モデル事業」において地域内ネットワークの構築に当たりまして、コーディネーターが取りまとめ役になって活動をしていただくなど、子供の貧困に関連する事業に大きな効果をもたらしていると評価をしているところでございます。

臼井委員 各地域での支援体制の強化のために、市町村等の強力な連携のもとで徹底した貧困対策の推進に期待をしていきたいと思っております。

（新型コロナウイルスワクチン接種支援業務委託について）

小越委員 説明資料、知直1ページ、新型コロナウイルスワクチン接種支援業務委託について伺います。予備費の随意契約で5,500万円、昨年度2月に執行されました。シミックホールディングスと支援業務委託しました。コールセンター2,800万円、市町村への支援業務2,700万円、交通費500万円でした。

3月末の精算によりますと2,744万円になりました。資料をめぐってみてください。これは情報公開による資料です。3月のコールセンター電話件数474件、1日平均15件、1件という日もありました。しかし、3月1カ月だけで1,873万円かかっています。オペレーター人件費1,500万円です。電話件数に対して人件費が多過ぎませんか。

佐野感染症対策推進監 ワクチン接種に係る専門的な相談体制を構築することは県の役割であります。3月には医療従事者のワクチン接種が、それから4月からは高齢者へのワクチン接種がスタートする予定でありましたことから、ワクチン接種への県民の関心は高く、一定程度の相談が寄せられることを想定したところでございます。

このため、先行事例を参考としながら、1時間当たり16件の相談を受け付けられるよう、4人の方を配置したところであります。ワクチン接種の有効性や接種後の副反応に関する電話相談に、医薬品に関する専門的な知見と豊富な経験を有する看護師、薬剤師が対応しており、業務の対価として適正な額と考えております。

小越委員 想定は1時間16件でしたけれども、1日平均15件です。県民サービスのためとって今年度ならともかく、昨年度はまだ医療従事者の接種が始まったばかりです。4回線ものこの電話コールセンターは不必要だったと思います。

そして、なぜ随意契約だったのでしょうか、伺います。

佐野感染症対策推進監 本業務につきましては、専門性が必要なため競争入札は適さないこと、4月開始の住民接種に向けまして緊急性が高く、公募に要する期間を確保できないことから、随意契約としたところでございます。

また、その随意契約先でございますシミックホールディングス株式会社とは、令和3年2月1日にワクチン接種の体制強化に向けまして、包括連携協定を締結したところでありまして、医薬品に関する専門的な知見と豊富な経験を有し、本業務を確実に実施できる相手先と認められることから、同社を選定したものでございます。

小越委員 この随意契約先、シミックホールディングスというのは、誰がいつシミックがいいと決めたん

ですか。

佐野感染症対策推進監 先ほども御答弁申し上げましたけれども、本業務の委託先としまして、医薬品に関する専門的な知見と豊富な経験を有しているということで、シミックホールディングス株式会社につきましては、令和3年2月1日に、このワクチン接種の体制強化に向けまして、県と包括連携協定を締結しているところでございます。

事業の開始に当たりまして、緊急性が高く公募に要する期間も確保できないということから、同社を随意契約の相手先として選定をしたところでございます。

小越委員 誰がその包括連携協定先をシミックと決めたのか、聞いているんです。

佐野感染症対策推進監 県とシミックホールディングス株式会社とで包括連携協定を締結したというところでございます。

小越委員 なぜシミックなのか、経過が不透明だと思います。連携協定は2月1日、この支援業務の契約は2月15日、支援業務を受けるために包括連携協定を結んだとしか思えません。

次に、市町村への支援業務があります。具体的にどのようなことをしたのか、支出の内訳についても御説明ください。

佐野感染症対策推進監 市町村への支援業務としまして、中央市、道志村、丹波山村及び小菅村を除く23市町村におきまして、実施計画、住民向け接種案内、関連マニュアル等の作成をしていただきました。市町村支援業務に要する委託料の決算額、税込みで870万7,758円でございます。

内訳でございますけれども、県庁に常駐するスタッフの的人件費として330万円、市町村の対応支援スタッフの的人件費としまして502万7,000円、交通費として38万758円を支出したところでございます。

小越委員 資料の精算書をごらんください。支援の総括業務174時間、資料作成支援業務740時間とあります。例えば甲府市は市としてシミックと契約を結び、お金を支払っています。具体的に甲府市に県から、シミックからどんな話があったのか聞きましたが、甲府市の担当者は、余り覚えていないとおっしゃっていました。

市町村支援業務のことですけれども、医師会との話し合いのときにシミックが来ていたけど、シミックだけが来ていて、何か支援を受けたという記憶はないとも言っていました。市町村支援業務は二重払いではありませんか。

さらに、スタッフの交通費をごらんください。当初は500万円も予算化していましたが、実際は38万円でした。交通費、例えば県庁3,890円とかあります。この交通費はどのようなもののでしょうか。

佐野感染症対策推進監 交通費につきましては、市町村支援業務に携わっていただきました3名のスタッフの方につきまして、実際に移動に伴って支出したのものに対する経費でございます。

内容でございますけれども、この市町村支援業務に携わっていただいた3名の方のうち、2名の方につきましては、東京の自宅や東京の本社から県内に移動するケースもございました。また、残る1名の方につきましても、北杜市小淵沢町にありますシミックのバイオリサーチセンターから移動するケースもございました。それぞれの居住地や所在地からの移動距離をもとに、活動実績に応じて交通費を算定したところでございます。

小越委員 その内訳で見ますと、県庁に来ていることが一番多いです。市町村に出向しているのではなく、県庁に来て業務したということではありませんか。

佐野感染症対策推進監 それぞれの業務に応じまして、当然、市町村の現地に足を運んでいただきまして、業務をしていただいているところでございます。

小越委員 この資料を見ますと、県庁への日にちが圧倒的に多いですが、いかがですか。

佐野感染症対策推進監 繰り返しになりますけれども、県庁で業務をいただいたこともございますけれども、当然市町村、現地に足を運んでいただきまして、そこで業務をしていただいたということでございます。

小越委員 甲府市はシミックと契約して、支払っています。二重払いになっていると思います。そして、今年度もシミックと随意契約をしています。3月末で契約が完了しているにもかかわらず、他の受診相談センターは改めて公募をしているのに、シミックだけが随意契約であることは不自然です。契約の経過、執行金額が不透明であるということで、私は不当だと指摘します。

(新型コロナウイルス対策について)

次に、説明資料、知直1ページから4ページ、追加の説明資料、新型コロナウイルス対策について伺います。

まず、検査体制についてです。発熱症状がある場合、濃厚接触者など、保健所が認定した場合しか検査対象とせず、無症状者には検査をしなかった理由と根拠について伺います。

佐野感染症対策推進監 本県では、感染症法第15条第1項及び第3項第1号に基づきまして、行政検査を実施しておりますけれども、この法律の対象者につきましては、まず新型コロナウイルス感染症の患者、それから同感染症の疑似症患者、それから同感染症の無症状病原体保有者、そして同感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者、いわゆる濃厚接触者とされておりまして、これに基づいて行政検査を行っているところでございます。

小越委員 国は、5月に検査拡大に否定的な内部資料を作成していました。偽陽性や偽陰性が出て医療機関に殺到し、医療崩壊をすとしていました。これでは無症状感染者を把握できない。8月には、国は今後の取り組みとして、県に対して積極的な検査の実施を要請するとありました。そこで、昨年度無症状者でも検査できる機関と件数はどのくらいあったのか、伺います。

佐野感染症対策推進監 無症状でも検査を実施できた機関ということでございます。無症状の方の検査を実施している機関ですけれども、自費検査を提供する検査機関ということで、厚生労働省のホームページで公表されております。これによりますと、県内では2つの機関が自費検査を実施しておりまして、2つの機関を合わせまして、1日の最大検査数35件ということでございます。なお、自費検査を提供する検査機関の検査実績につきましては、公表はされていないところでございます。

小越委員 PCRの検査機器の整備はかなりされました。でも、実際無症状者への検査はやっておりません。国はついこの間、無料のPCR検査センターを各県に設置する方針になりました。無症状者は早期に把握し、感染拡大を防止するためです。山梨県は無症状者を把握しようとする姿勢が全くなかったことは間違いだったと思います。

次に、福祉保健部の追加説明資料の緊急包括支援金61億円の返還についてです。

なぜ、このような多額の返還になったのか、主な返還の内訳、理由とあわせてお示してください。

佐野感染症対策推進監 知事直轄組織所管の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の返還額でございま

す。こちら28億2,115万5,000円になっております。返還額の内訳ですけれども、まず感染症措置費につきましては、保健所即応体制整備事業費としまして4,221万円、それから感染症予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症医療体制強化事業費など4億378万円、さらに感染症措置費につきましては、新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費など23億7,516万5,000円であります。

次に、残額が生じた主な理由でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の先行きが不透明な部分がありましたことから、予算積算時に見込み得る最大の感染者が発生すると想定しまして、必要額を国に交付申請し、122億9,553万4,000円を受け入れたところでございますが、想定よりも感染者数が少ないということがございました。事業実績が減少したことなどによりまして、返還額が生じたものでございます。

小俣福祉保健総務課長 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の返還のうち、福祉保健部所管事業に係る分につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

福祉保健部所管事業に係る返還額は32億8,914万4,000円であります。内訳といたしましては、障害福祉諸費で8億7,700万円余、介護保険事業費で23億1,300万円余、保健所運営費で3,600万円余、薬事指導監視費で6,000万円余となっております。

返還が生じた主な事業につきましては、障害者施設と介護施設に係ります経費、施設職員の慰労金が大半を占めておりまして、これにつきましては、不足が生じないよう、かかり増し経費の補助の上限額や、慰労金支給が必要な職員数を見込んだことによるものでございます。

小越委員

返還の大きなものは3つあると思っております。感染症病床の確保、いわゆる病床確保のための予算、それから先ほどのかかり増し経費の予算、それから医療従事者、介護従事者への慰労金だと思いますけれども、それぞれ3つについて予算と執行額がどのくらいだったか、お示してください。

佐野感染症対策推進監 感染症患者受け入れ支援事業費の予算と決算額について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を確保するための事業としまして、昨年度は新型コロナウイルス感染症患者受入支援事業費補助金、重点医療機関・協力医療機関病床確保支援事業費補助金、新型コロナウイルス入院医療費特別給付金の3つの事業がございました。予算額につきましては、その3つの事業を合計しまして67億8,606万2,000円でございます。決算額につきましては、3つの事業の決算額合計で50億3,624万2,000円でありました。

細田健康長寿推進課長 介護分につきまして御説明させていただきます。

まず、応援金についてです。国から示された事業概要に基づきまして、全ての職員に支給できるよう、対象者を2万7,000人と推計し、18億515万5,000円を予算化したところであります。実際には、介護サービスと医療や障害サービスの兼務による重複があったことから、支給人数は2万304人、事務費を含めた支出金額は10億3,919万9,000円であり、7億6,595万6,000円の不用額が生じました。

支援金につきましては、介護保険の医療みなしや施設みなしの事業所など、全ての介護施設が支援金を申請した場合においても、支給上限額を助成できるよう27億2,106万1,000円を予算計上いたしました。実際の支給金額は、事務費を含めて11億7,315万4,000円であり、実績が見込みを下回り、15億4,789万2,000円の不用額が生じました。

古澤障害福祉課長 障害福祉課関係の事業所と、それにかかわる支援金及び応援金にかかわる答弁をさせていただきます。

介護事業所と大体同じような形になりますけれども、支援金につきましては、全事業所がやはりサービスごとに交付基準額の上限額まで実施するという見込みをしまして、金額を積み上げ

てございます。

また、慰労金につきましては、5月末に事業概要が示され、現場で業務に従事する施設職員に、できるだけ早く給付をしてほしいという国の意向を受けまして、6月補正予算に計上するために、3月に国から示されましたサービス事業所等の職員数のデータ、これをもとに積算をして慰労金を算出しております。

また、この支援金と慰労金につきましては、事務費が生じております。業務を委託させていただきまして、この分を約10%と見込んで計算しております。

実際に、予算計上額につきましては、慰労金につきまして6億5,170万円、これに対しまして執行額2億3,052万円、それから支援金、かかり増し経費につきましては6億1,469万円、これに対しまして、執行額2億6,767万3,000円となっております。

返還額が生じた理由でございますけれども、まず、支援金につきましては、各事業所のサービスごとに交付基準額の上限まで、先ほどお話ししたように計上しましたが、大きく実績が下回ったということでございます。

また、慰労金につきましては、先ほど介護のほうでもお話をさせていただきましたけれども、事業所間での重複ということが実際にはございました。国のデータをもとに計算しましたけれども、その中には重複、いわゆる兼務をする職員がいて、そこに重複が生じたことから、その分が執行残になって出てきたということでございます。

また、事業所間だけではなくて、医療、それから介護の分野との重複もございましたので、その部分は病院の事業で執行したということで、その分も執行額が少なかったということで返還が生じております。

小越委員

今お聞きしましたら、かかり増し経費の残が結構たくさんあると思えました。1月末までに領収書を出さないと、事業所に補助が出せない使い勝手の悪さがあったことも指摘しておきたいと思えます。

（県の財政運営について）

次に、財政運営にも関係いたします。知事直轄の追加資料によるコロナ対策の医療対策に充てる緊急包括支援金以外に、臨時創生交付金も充てております。繰り越すことができない緊急包括支援金を61億円も残し、翌年度にも回せる臨時創生交付金を充てることに矛盾を感じます。最大限緊急包括支援金をコロナの医療対策になぜ使えなかったのでしょうか。

佐野感染症対策推進監 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、その充当が可能となっている事業につきまして、その包括支援交付金のメニューに沿いまして、全て充当をしたところでございます。包括支援交付金のメニューにない事業には充当できないというところでございますけれども、可能なものについては全て充当したというところでございます。

小越委員

緊急包括支援金はどのようなものにも使えるのでしょうか。

佐野感染症対策推進監 包括支援交付金につきましては、先ほども御説明申し上げました。メニューといいますか、対象になる事業が指定されてございます。全てということではございませんので、その包括支援交付金の対象となる事業につきまして充当したというところでございます。

小越委員

使途が決まっている緊急包括支援金だからとしても、山梨県で61億円返還するとなれば、全国で巨額が返還され、使われずにいたこととなります。制度設計から含めて改善すべきだと指摘します。

（がんなどの治療と生活、仕事（就労）の両立支援について）

飯島委員

いわゆる親世代を含め、働く世代のがん罹患は、行く末を見据えたとき、本人はもとより御家族がいる場合は、その御家族の心労は深刻であろうと容易に想像できます。

例えば、働き盛りの方が突然がんに罹患したと判明した場合、そのショックは、はかり知れません。その後、がん治療に専念できる方ばかりではありません。むしろ一家の生計を任されている方々のほうが多いと思われまます。その場合は、この先ずっと治療と仕事、いわゆる就労、両方の負担を抱えながら生きていかなければなりません。相当なストレスだと思います。

したがって、働く世代のがん患者の働きやすい環境づくりの施策を前に進め、少しでもがん患者、あるいは家族の負担を軽くすることは、今後もとても重要な本県のがん対策の一つであると確信いたします。

そこで何点かお伺いします。主要施策成果説明書65ページ、報告書にあるピアサポートの養成や支援を行う機関の相互の連携を強化したとあります。ピアサポートの養成というのは何となく想像がつかますけれども、支援を行う機関の相互の連携を具体的にお示しいただきたいと思ひます。

行村健康増進課長 令和2年度につきましては、医療、福祉、就労等の関係機関の連携強化のため、有識者及び当該機関の職員等によりまして、がん患者等相談支援ネットワーク検討委員会を設置したところでございまして、相談窓口の活動状況や支援に関する課題を把握するため、患者及び相談機関を対象に事業主の理解や支援など、改善項目等について実態調査を実施したところでございます。

飯島委員

関係機関の打ち合わせというか相談、患者さんを含めてやられたと。それが強化したということですが、その結果、どのような効果、今までに比べて成果が上がったのか、お伺いします。

行村健康増進課長 先ほど申し上げたとおり、実態調査等を行ったところでございますが、こちらにつきましては、平成28年度にも同様の調査を行っておりまして、その結果に基づきますと、事業主の理解や支援の充実度につきましては、改善した項目についても多々ございましたが、その一方で、患者が相談窓口を有効に活用できていない可能性が示唆されてございます。すなわち、どの窓口でどのような支援が受けられるのかというところが、完全に浸透していないのではないかと指摘がございましたので、こちらは昨年度、そして本年度も、この結果をこの検討委員会において共有いたしまして、患者の相談内容に応じた窓口を的確に案内するリーフレットの作成等に活用しているところでございます。

飯島委員

活用が即、全部メリットになるとは思いませんが、おっしゃったように、いろいろ試行錯誤しながら、これからも続けていただきたいと思ひます。

がんに罹患してからの人生を、より快適に、より充実したものにするには、本人の努力もさることながら、よりよい制度整備の確立とか、既存の制度に基づいた具体的取り組みの徹底が大切だと思います。

山梨県がん対策推進条例の第6条に、事業者は次に掲げる環境に努めるものとするとしてあります。その第2項、従業員が、がん患者になった場合に、当該従業員が安心してがんの治療を受け、または療養することができる環境とあります。事業者や職場でのがん患者への理解が大切であることを記したものです。これは実は事業者の責務ということになるわけでありませうけれども、事業者任せではなく、県からもお声かけして、先ほど最初の質問で、支援を行う機関の相互の連携ということがありましたが、事業者と県の連携というものが大変大事であろうと思ひます。

そこで、昨年度県はこれらに該当する職場、事業者への働きかけ、指導は行ったのか、また、行ったのであれば、どのように行ったのか、お伺いします。

行村健康増進課長 議員御指摘のとおり、職場におけるがん患者に対する治療と仕事の両立に関する理解等に対しては大変重要と私どもも考えてございます。そのため、令和2年度中に、がん患者が働きやすい職場環境を整備するため、派遣を希望する中小企業等に対しまして、社会保険労務士やがん経験者、ピアの方を派遣いたしまして、どのように働きやすい職場を整備すればよいかというようなものの相談や、講演を行うスキームについて創設をしたところでございます。

飯島委員 確認しますけれども、その相談とかスキームを確立したと。実施はこれからということでしょうか。

行村健康増進課長 昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、また当課につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の主管課であったことから、昨年度については派遣の実績等はございません。本年度より運用を開始しているところでございます。

飯島委員 確かに新型コロナ対策で大変だったと思います。今後は、私の質問も踏まえて取り組んでいただければと思います。

最後に、これは質問ではありませんが、山梨県総合計画の戦略3、活躍山梨促進戦略の中で、年齢や障害や疾病の有無、介護などの家庭事情などにかかわらず、それぞれの希望に応じて就労支援や生活と仕事の両立支援、介護予防などの取り組みを進めるとともに、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことのできる多様性を尊重する社会の実現を図ります。とあります。

この図りますというのは、目標ですか。これは文章の中で期限がないので、いつまでにやるということはないですけれども、これはどのように解釈したらいいのですか。

山田（一）委員長 質問じゃないけど、答えますか。

飯島委員 済みません。質問ではありません。とてもいい表現だと思いますので、これからもしっかりとやっていただきたいと思います。

質疑 防災局、県土整備部関係

（富士山有料道路管理費補助金について）

猪股委員 決算特別委員会審査意見書に基づきまして、説明資料の県土6ページ、富士山有料道路管理費補助金に関して幾つか伺います。

まず、富士山有料道路の概要について伺います。

富士山五合目に至る富士山有料道路は、富士スバルラインを愛称とし、雄大な富士の自然と景観の中を走る道路として、富士北麓のみならず、県全体の観光振興にも寄与する重要な道路であります。

そこでまず、富士山有料道路はどのように経営されている道路なのか、伺います。

秋山道路整備課長 富士山有料道路、富士スバルラインでございますけれども、これは県が、麓と五合目を結ぶ県営の有料道路といたしまして、昭和39年に供用を開始しておりまして、富士山観光、富士登山を目的とした方々が主な利用者でございます。全長が約24キロメートルの県道でございます。また、山梨県道路公社が平成9年から管理運営を引き継いでいる道路でございます。

また、この道路は、標高が2,300メートル以上の高地を含む自然環境の厳しい状況にある上、電気も来ておりませんので、一般車の通行には多くの危険が想定をされておりますので、例えば除雪でありますとか、道路監視などについては、非常に十分な配慮が必要とされている道路でございます。

このため、もともと昭和39年に供用開始して以降、建設費の料金徴収期間というのが平成17年に終了しておりますけれども、引き続き管理経験値の高い道路公社が管理しているとともに、通年営業に必要な道路の維持管理につきましては、通行料金で全て賄う維持管理有料道路という制度を用いた国土交通省の認可を受けまして、現在まで運営を行っているところでございます。

猪股委員 次に、通行量と料金収入の実績について伺います。富士山有料道路は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通行量が大幅に減少していると推測されるところであります。

そこで、令和元年度までと令和2年度の交通量及び料金収入はどのように推移しているのか、伺います。

秋山道路整備課長 コロナ発生前の令和元年度の年間の通行量でございますけれども、これは上り下り合わせまして約42万台、それから料金収入につきましては約8億円でございます。ちなみに、コロナ発生前の過去5年間の平均の年間の通行量につきましては約44万台、それから料金収入の平均につきましては約7億6,000万円でございます。

一方、これに対しまして、コロナ発生後のコロナ禍の令和2年度の年間の通行量につきましては約13万台、それから料金収入につきましては約1億2,000万円でございます。コロナ発生前と比較をいたしますと、車の通行量につきましては30%、7割減、それから料金収入につきましては16%ということで、8割以上の減という状況でございました。

猪股委員 次に、富士山有料道路管理費補助金の活用について伺います。

ただいまお聞きしました答弁のとおり、大幅な料金収入の減額に伴い、有料道路の維持管理費にも大きな影響が生じていると思われませんが、この富士山有料道路管理費補助金の歳出決定額2億1,043万円をどのように活用して対応したのか、その辺について伺います。

秋山道路整備課長 この補助金につきましては、感染症対策に要する費用や感染症拡大の影響を受けている観光等の地域経済への支援を目的とした国の地方創生臨時交付金を活用したものでございます。

富士山有料道路につきましては、コロナ対策といたしまして五合目が3密状態にならないように、入場台数制限を実施しております。これは現在も続けております。そのための誘導員の増員

でありますとか、路傍に駐車場がありますけれども、その路傍駐車場の締め切りの作業、あるいはこういった入場制限がありますよという周知に要する啓蒙活動費用などが必要になりまして、これらの費用に補助金を充ててございます。

またさらに、通行料金が大きく落ち込む中で、通行車両、富士山に来ていただく観光客の方に安全・安心を確保していくためには、例年同様の道路状況、道路管理をしていくことが必要でございますので、維持管理費用につきましてもこの補助金を活用したところでございます。

猪股委員 最後に、補助金の執行残について伺います。

この補助金には、7,418万4,000円の執行残が生じておりますが、どのような理由で執行ができなかったのか、その辺について伺います。

秋山道路整備課長 この補助金につきましては、昨年度11月議会の補正予算として御承認をいただいた予算でございますので、予算計上時点というのが、その年の9月までの通行量であったり、料金収入から残りの10月以降、3月までの通行量、料金収入を想定して予算を計上して、議会での御承認をいただいているところでございます。実際の公社に出す補助金額につきましては、3月末での精算額ということになりますので、議会で計上させていただいた想定額との差額分が執行残として残ったというものでございます。

猪股委員 県内の観光産業がこのように繰り返される感染拡大に翻弄され、まさに窮地に立たされております。感染の収束の兆しが見え始めている中、富士山有料道路は本県の観光を復活させる大きな柱として、その役割を果たしていくこととなりますので、ぜひ県にはしっかりと対応していただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（空き家対策の推進について）

乙黒副委員長 それでは、主要施策成果説明書の130ページに記載があります空き家対策の推進について伺います。

専門家団体と連携した相談体制の構築について詳細をお伺いしたいと思います。

久保住宅対策室長 現在、核家族化や少子高齢化の進行などによりまして、個人レベルでの空き家への問題意識が非常に高まっているということを聞いてございます。こうしたことから、行政側におきましてもこうした現状を踏まえ、空き家対策の相談体制を整えておく必要があると考えてございます。

しかしながら、空き家に対する相談内容は、相続に関する内容、それから売買に関する内容、こういった多岐にわたるため、市町村や県も、窓口では専門的な相談に対応できない状況でございます。

そのため、相談者が直面している問題を解決し、除却や活用につなげるよう、空き家対策にかかわりのある弁護士会、司法書士会、宅地建物取引業会、建築士会等計9団体と連携した相談体制を構築しているものでございます。

乙黒副委員長 ありがとうございます。やはり、こういった空き家対策を進めていく上で、どうしても市町村だけでは対応できない部分を専門家の皆さんと連携するというのは、大変いい事業ではないかと思っております。専門家団体からも、こうしたコラボができるということを喜んでいるという話も聞いております。ぜひうまく進めていただきたいと思います。

その上で、市町村との連携体制、また市町村への支援状況について、こちらも詳細をお伺いします。

久保住宅対策室長 平成27年5月には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところでございます。この中で空き家対策の事業主体、実施主体につきましては市町村であります。県は市町

村の空き家対策の取り組みに対しまして、除却や活用、そういったものが効果的に実施できますよう、情報の提供や技術的助言、市町村相互間の連絡調整などの支援を行う必要があると考えてございます。

このため、市町村、県のみならず国、民間団体、そういった団体で構成をいたします空き家等対策市町村連絡調整会議を随時開催いたしまして、国の補助制度や全国の除却、それから活用などの先進事例について情報提供、また空き家等対策計画のモデルを作成いたしまして、市町村に提供し、連携を図っているところでございます。

これにより、全国で空き家対策等の計画を既に全ての市町村で策定をいたしまして、空き家対策に取り組んでいるところでございます。

乙黒副委員長 やはり、先ほどの専門家との連携もそうですし、実際に現場を担っている市町村の担当課ともしっかりと連携をとりながら、ぜひ山梨県の空き家対策がしっかり進んでいくように、これからもよろしくお願ひします。

(公共インフラ及び住宅・建築物の耐震化の促進について)

大久保委員 南海トラフ、そしてまた首都直下型地震がマグニチュード8から9、これが30年以内で70から80%起きる可能性があるということと、また本県も静岡糸魚川構造帯、いわゆるフォッサマグナが富士川沿いに走っておりまして、日本でも大変危険な地域であることを再認識する中で、主要施策説明書の124ページ、公共インフラ及び住宅建築物の耐震化についてお伺ひします。

まず1点目でございますが、本県における道路橋、下水道及び**住宅・建築物**耐震化の進捗状況について、まずお伺ひします。

水口道路管理課長 道路につきましては、大規模地震発生時に救助・救援を初め、物資の輸送や他の施設の復旧など迅速な活動を確保するため、橋梁の耐震化を進めているところでございます。

橋梁の中でも緊急時の救助・救援に大きな役割を果たす緊急輸送用道路の橋梁と、第三者に影響を及ぼします跨線橋、跨道橋の耐震化を進めてございまして、令和2年度には約2億5,000万円の費用を投入し、約12橋が完了したところでございます。これにより、耐震化が必要な橋梁、520橋のうち251橋が完了し、計画どおりの進捗状況というところでございます。

松沢下水道室長 下水道の耐震化についてお答えします。

下水処理場、ポンプ場及び管渠を対象に耐震の対策を行っているところでございます。このうち、下水処理場、ポンプ場につきましては建物、それから地下のコンクリート構造物などに対しまして壁や柱、床の部分を補強するなどの対策を行っているところでございます。

令和2年度時点の処理場における耐震対策済みの施設数でございますが、117施設のうち88施設でございまして、耐震化率は75.2%となっております。

同じく、ポンプ場における耐震対策済みの施設数でございますが、30施設のうち27施設でございまして、耐震化率90%となっております。

また、管渠につきましては、マンホールと管渠の接続部の破損を防止するための可撓化、マンホールの浮上防止対策を行っておりまして、令和2年度末時点の管渠における耐震対策済みの延長につきましては、222.1キロメートルのうち179.8キロメートルでありまして、耐震化率は81%となっております。

大澤建築住宅課長 **住宅・建築物**につきましてお答えさせていただきます。

木造住宅と避難路沿道建築物の耐震化に重点を置きまして取り組んでいるところでございます。木造住宅につきましては、大規模地震が発生いたしますと建物、特に古い木造住宅については倒壊するおそれが非常に高く、甚大な人的被害が想定されることから、従来より補助制度を設けて、耐震化の促進に取り組んでいるところでございます。木造住宅を含みます住宅の耐震化

率ですが、これは令和2年度末におきまして87.3%という状況でございます。

また、避難路沿道建築物につきましては、倒壊した場合には道路を閉塞しまして、住民の避難や救助活動を妨げるおそれがあることから、耐震診断の実施を義務づけまして、耐震化の促進に取り組んでおるところでございます。令和2年度末におきまして、対象建築物455棟のうち346棟が耐震診断を実施いたしまして、診断をした実施率は76%、そういった状況でございます。

大久保委員 いろいろと数字を出していただきましてありがとうございました。その中でも、木造住宅の耐震化に関する取り組み、支援の具体策と実績をお伺いするとともに、また診断から設計、改修へと具体的に結びついた実績についてお聞かせください。

大澤建築住宅課長 県では、所有者の耐震化に要する費用負担を軽減するために補助制度を創設いたしまして、木造住宅の耐震化に以前から取り組んできているところでございます。

具体的な取り組みでございますが、平成15年度から無料耐震診断を実施するとともに、改修等につきましては平成17年度から、それから設計につきましては平成24年度から費用の一部を補助してきております。

令和2年度までの実績になりますが、無料診断につきましては1万368戸、改修補助等につきましては697戸、設計補助につきましては390戸の実績がございます。

無料診断を実施したもののうち約7%が補助を受けて改修等を行っており、約4%が同じく補助を受け設計等を行っている状況になってございます。

今年度から木造住宅の耐震化の一層の促進も図るために、改修補助金額を最大100万円に増額し、あと低コスト工法による改修工事については、さらに20万円を上乗せすることといたしました。また、建てかえにつきましても新たに補助対象に加えるなど、さまざまな見直しを行っておりまして、さらなる耐震化に頑張っていきたいと思っております。

大久保委員 7%ということで、また県の補助を厚くする中でパーセンテージを上げていただければと思います。

そしてまた令和2年、地震等災害発生後の救援活動、復旧活動に支障を来さないための耐震補強化におきまして、道路、橋梁、下水道は具体的にどのような耐震がなされたのか、具体的な説明を求めます。

水口道路管理課長 橋梁についてお答えします。

橋梁の耐震化につきましては、地震が発生しても軽微な損傷で収まる、安全に通行できる性能を確保することを目指して進めてございます。

具体的には、地震発生時でも橋脚が倒れないようにコンクリートによる巻き立てや、橋桁が落ちないようにする落橋防止装置というものを設置するような工事が主な工事になってございます。

松沢下水道室長 下水道施設についてお答え申し上げます。

下水道施設につきましては、地震による液状化の影響によりまして、道路に埋設されているマンホールが浮き上がると、緊急車両等の通行に支障が生じることから、浮き上がり防止対策を実施する必要があると考えております。このため、マンホール本体にリング状の浮上防止ブロックを設置しまして、優先的に緊急輸送道路への耐震化を行っているところでございます。

大久保委員 最後になりますが、耐震化が必要とされた箇所に対し、どのくらいの割合で対策がとられ、また今後の取り組みについて所見をお伺いしたいと思います。

水口道路管理課長 橋梁につきましてお答えさせていただきます。

地震で被災した場合、復旧に時間を要する橋長の長いものから優先的に耐震化を進めてございまして、先ほど申したとおり、令和2年度までに耐震化が必要な橋梁520橋のうち251橋が完了し、48%の耐震化率という状況でございます。

今後も耐震化を進めまして、令和9年度には緊急輸送道路の橋梁、鉄道や道路をまたぐ跨線橋、跨道橋の耐震化を全て完了する予定でございます。

松沢下水道室長 下水道施設についてお答えいたします。

緊急輸送用道路に埋設されている幹線管渠における令和2年度末時点の耐震済みの延長につきましては98.7キロメートルのうち87.2キロメートルが耐震済みでございまして、耐震化率88.3%となっております。

今後も耐震化を進めまして、令和7年度までに耐震対策を完了する予定となっております。

大久保委員 ありがとうございます。また、県も自治体も公共施設白書、老朽化が非常に進んでおりますし、また市町村と連携する中で、予算も非常に多額になることが想定されますけれども、優先順位をつけて、今後ともパーセンテージを上げていただくようお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(防災の取り組みについて)

志村委員 防3ページ、防災の取り組みについて伺います。

まず1点目に、事前防災情報の提供体制の充実ということで、地域防災リーダー養成講座の開催内容と受講者の状況について伺います。

小林防災危機管理課長 地域防災リーダー養成講座につきましては、自治会や自主防災組織の役員の方々を対象にしまして、平常時における地域の安全点検や災害時における初期消火、避難所運営等の基礎的な防災知識を習得していただくために、地域圏域ごとの県下4圏域で開催をしております。

昨年度は特にコロナ対策が課題であったことから、避難所における感染症対策も学んでいただきました。また、昨年度は講座を8回開催いたしまして、285名の方が受講をいたしました。

志村委員 養成された地域防災リーダーの市町村、地域での活動が非常に重要なわけですが、その活動状況についてどのように把握をされているのか、伺います。

小林防災危機管理課長 地域防災リーダーにつきましては、自治会等の役員の方々が多く、市町村を通じまして講座に参加していただいておりますので、市町村を通して防災リーダーの方々が地域の防災訓練の運営や安全点検、また大雨などで避難指示が発令されまして避難所が開設された場合には、避難所の運営に当たるなどの活動を行っていただくことを確認しております。

志村委員 防災人材にしっかりと活動していただけるようなバックアップ、これは県の役割でもあり、養成する以上はしっかりやっていただきたいと思うわけですが、今後、防災人材の育成、この考え方についてどのように考えていくのか、伺います。

小林防災危機管理課長 防災人材の育成に当たりましては、本県の防災力強化のために、県と市町村がそれぞれの役割を果たす中で、今後お互いに連携を図りながら育成を行ってまいります。

志村委員 次に、防災安全センター、昨年度もお伺いしましたが、この中で空調設備の改修工事というのがありましたけど、この内容について伺います。

小林防災危機管理課長 空調設備につきましては、昭和57年のセンターの開館に設置して以来、約40年が経

過いたしまして、故障やふぐあいが生じていたことから、昨年度全面的な改修工事を実施いたしました。センターの展示エリアや視聴覚室、訓練実習室、事務室の室外機計5台と室内機の3台の更新を行いました。

志村委員 少しずつでもセンターの設備、しっかりと充実を図っていただけることを期待しております。そして、このセンターを運営していくに当たって、県として課題をどのように考えているのか、伺います。

小林防災危機管理課長 昨年度、空調設備の工事を施行いたしましたが、そのほかの設備も全体的に老朽化が進んでいる状況にありますので、必要に応じまして修繕等を随時実施していく必要がございます。

また、来館者や地震体験車の利用者につきまして、コロナによる休館の影響や3密の回避による外出自粛の影響によりまして減少しているところでもあります。引き続き学校や施設からの要請に対しまして、地震体験車を用いた地震体験を実施するほか、防災指導員による出張講座を積極的に実施しながら、利用者増に取り組んでまいります。

志村委員 センターの活動が充実をしていくためにも、これはあくまで例示として挙げるわけですが、昨年度防災対策費の執行残も多くありました。これについてはきちんと理由もあること、また別の目的のために計上していた予算ということでもありますけれども、この拠点となっている防災安全センターの必要な物品ですとか、設備についてはきちんと充実を図っていただきたい。協会に指定管理をお願いしているわけですが、それはそれとしてセンターの施設の充実と運営のしやすさということも大事だと思っていますので、今後ともそのような観点からもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、富士山噴火に備えた広域避難体制の充実ということで計1,621万円昨年度の実績がありますが、まず富士山ハザードマップ改定の内容について伺います。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 改定内容につきましては、主に噴火の対象とする年代の見直しと最新の知見により、想定火口範囲を見直しました。また、溶岩流と火砕流につきましては、噴出量を大幅に引き上げたという見直しを行っております。このことに伴いまして、従来と比べまして、より早期に市街地に影響が及ぶ想定となっております。また、より遠方にまで影響が生じ、新たに大月市、上野原市が火山災害警戒地域に指定されてございます。富士山ハザードマップの改定の内容の主なものについては以上のとおりでございます。

志村委員 私どもは国中地方に住んでおりますけれども、噴火の噴煙の中に小さな噴石も一部笛吹市に舞ってくるだろうという想定も見られることから、今回の改定の内容をまた反映して、さまざまな対策をしていく必要があると思っています。

それと、昨年度は安全を確保するための富士山噴火総合対策もありましたけれども、御説明をお願いいたします。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） この総合対策につきましては、県を初めといたしまして、国や市町村、民間団体を含め、それぞれで実施する富士山火山防災対策事業を、平時と噴火時におけるソフト・ハード事業の施策を網羅して見える化したものでございます。いわゆる施策の取りまとめを行ったものでございます。

志村委員 そして、富士山噴火災害に対する現地対策拠点のあり方ということで、これについても検討がされたかと承知しています。この内容についてお願いいたします。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 先ほどのハザードマップの見直しに伴いまして、現地対策

の拠点と想定しております富士吉田合同庁舎が早期に被災する可能性が指摘されたところでございます。この富士吉田合同庁舎の被災の可能性について、どのように対応していくのかということにつきまして、本来現地対策拠点に必要とされる機能、規模、また設置場所の決定に当たっての留意事項などを、専門家の意見をいただきながら取りまとめたところでございます。

志村委員 それから、避難確保計画というものを作成するということで、避難促進施設が指定をされていると思っておりますけれども、これに向けた取り組み状況について伺います。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 避難促進施設は、市町村の地域防災計画で指定することとされております。令和3年4月1日現在、避難促進施設は69施設ございまして、うち同日4月1日までに33施設が避難確保計画を作成済みでございます。県といたしましては、内閣府の支援事業などを活用しながら、地域の避難確保計画の作成が進むように取り組んでいるところでございます。

志村委員 最後に、ハザードマップの県避難確保計画等もそうですけれども、ハザードマップの県及び市町村の防災計画改定への反映について県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

関富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 現在、静岡、神奈川と一緒に、また関係市町村等と一緒に構成しております富士山火山防災対策協議会におきまして、富士山火山広域避難計画の改定を実施しているところでございます。県及び市町村の新しい避難計画でございますけれども、現在検討中の新しい広域避難計画を踏まえまして、その後それぞれの防災計画を改定することになると考えております。

（流域下水道事業会計について）

志村委員 それでは次に、流域下水道事業会計について伺います。

まず、年間総処理水量の業務実績について、流域ごとの昨年度の、総処理水量の推移、それから令和2年度における各流域市町村の増減について、分析結果はいかがでしょうか。

松沢下水道室長 処理水量の実績につきましては、直近の5カ年であります平成28年度からの動向、それから令和2年度における市町村ごとの増減について御説明をさせていただきます。

まず、4つの流域全体の年間総処理水量でございますが、平成28年度から令和元年度までの増減率が、平均1.7%の増加傾向となっております。令和2年度につきましても、前年度よりも1.8%増加しております。

流域ごとに見ていきますと、富士北麓流域でございますが、平成28年度から令和元年度までの増減率につきましては、平均2.3%の増加傾向でございます。しかし、令和2年度につきましては、前年度よりも9.1%減少しております。市町村の状況でございますが、忍野村が増加しておりますが、富士吉田市、山中湖村、富士河口湖町では減少となっております。

次に、峡東流域でございますが、平成28年度から令和元年度までの増減率につきましては、平均0.9%の増加傾向となっております。令和2年度につきましても、前年度に比しまして0.9%の増となっております。各市の状況でございますが、甲府市、山梨市、甲州市におきましては処理水量が増加しておりますが、笛吹市では減少となっております。

次に、釜無川流域でございますが、平成28年度から令和元年度までの増減率につきましては、平均1.9%の増加傾向となっております。令和2年度につきましては、前年度と比較しまして7.4%の増加となっております。流域7市町全てにおきまして処理水量が増加をしてございます。

最後に、桂川流域でございますが、平成28年度から令和元年度までの増減率につきましては、平均2.5%の増加傾向となっております。令和2年度は前年度と比較しまして3.4%増加を

しております。流域5市町全てにおきまして処理水量が増加をしております。

志村委員 今、御説明をいただいた中で、富士北麓の流域の年間総処理水量が昨年度減少したということでありますけれども、この要因、処理水量の減少が顕著だったことについて、どのように受けとめているのか、伺います。

松沢下水道室長 減少の要因でございますが、処理水というのは、家庭、工場、観光、地下水など多くの用途から構成されております。また、社会情勢など複数の要因により、それぞれの処理水量に影響が出てくるため、増減の要因を特定することが難しい状況と考えております。

ただし、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの流行に伴う生活様式の変化、経済活動の制限など、特殊な事情があったものと考えておりまして、今後どのように処理水量が推移していくのか、全流域につきまして次年度以降の動向を注視してまいります。

志村委員 整備が進んでいけば、そのエリア内の人口がふえていくということもありますけれども、全体としては人口が減少していくということで、特に既に整備がほぼ完了している地域で人口が減少していくということは、経営的にも課題を新たに抱えていくということも考えられますので、ぜひ注視をしていただきたいと思います。

そして、幹線の管渠、全線の完成とそれから下水量の増加に伴う処理施設等の増設の見込みについて、全体計画の完成年度ですとか整備率等も含めてお答えをお願いします。

松沢下水道室長 流域下水道事業の全体計画では、令和19年度の完成を目標としております。幹線管渠につきましては、市町村の公共下水道の供用開始に合わせて整備のほうを進めております。令和2年度末時点での整備済み延長につきましては218.4キロメートルとなっております。全体計画の延長222.1キロメートルに対する整備率につきましては98.4%となっております。

また、処理施設等につきましては、市町村の公共下水道からの処理水量の増加に合わせて増設を行っております。令和2年度末時点で保有する処理能力につきましては、1日当たり17万7,450立方メートルとなっております。全体計画の処理能力30万1,200立方メートルに対しまして、整備率58.9%でございます。

志村委員 流域下水道事業も公共の整備が進むことで、その経営も安定してくるということでもありますので、県からの支援というところも非常に重要になってくるかと思えます。

最後に、昨年度策定しました流域下水道事業経営戦略における今後の課題と対策について伺います。

松沢下水道室長 山梨県流域下水道事業の経営戦略につきましては、流域下水道事業の恒久的、安定的な持続及び運営のさらなる効率化を目指すために、令和2年度からの公営企業会計への移行に合わせまして、令和3年3月に策定いたしました。

本県の流域下水道における課題につきましては、まず増加する維持管理費への対策、施設の老朽化対策及び大規模地震への備えなどがあげられるところでございます。

まず、増加する維持管理費への対策といたしましては、処理に必要な電力や薬品などの削減に配慮をいたしました処理場運転などによりまして、維持管理費の抑制に努めるということ。それから関係の市町村と連携をいたしまして、PRイベントなどの普及啓発活動を実施いたしまして、流入下水量の増加に取り組んでまいります。

次に、増加が見込まれる施設の老朽化対策としまして、令和2年度に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づきまして、優先度の高い施設に対して改築更新の交付金を最大限活用しながら対策を行いまして、重大事故や機能停止などの防止に努めてまいります。

最後に、発生が予想される巨大地震に備えるために、処理場、ポンプ場につきましては建物や

地下のコンクリート構造物などに対し、壁や柱、床部分を補強するなどの対策を行い、管渠につきましてはマンホールと管渠の接続部の破損を防止するための可撓化やマンホールの浮上防止対策を行い、処理機能の確保に努めてまいります。今後は、新たな課題や流域下水道を取り巻く環境の変化に対応するために、適宜経営戦略の見直しを行っていき、安定した事業経営に努めてまいります。

志村委員 詳細にわたってありがとうございました。

（災害時の避難や救護等に備えた整備について）

卯月委員 主要施策成果説明書の120ページ、災害時の避難や救護等に備えた整備について伺います。
大月市を南北に縦断する国道139号は、災害時の住民避難や救援、物資供給の輸送路としての役割を担い、広域的な国道20号の代替路としても機能する重要な道路であります。現在どのような道路改良事業を行っているのか、まず伺います。

秋山道路整備課長 災害時の避難や救護等に備えた道路整備につきましては、緊急輸送用道路の脆弱区間を中心に、トンネル工事などの道路改良や、老朽化した橋梁のかけかえ工事などを進めているところでございます。

国道139号につきましては、富士北麓地域から富士・東部地域を縦断する。またさらには東京都へつながる道路でございまして、委員御指摘のとおり首都圏とつなぐ国道20号の補完路として、北側を回るルートとして重要な路線であると認識しております。

近年、松姫トンネルの開通から交通量がふえておりますけれども、ただ山間部を通るということで、幅員が狭かったり、見通しが悪かったり、すれ違いが困難な箇所がございますので、現在この路線につきましては5カ所で道路改良工事を進めているところでございます。

代表的な箇所といたしましては、大月市の上和田地区におきまして約1.5キロメートルの区間にわたってバイパス事業を進めております。また、大月市側になりますが、岩殿地区におきましては道路の拡幅事業につきまして、昨年度新たに事業を立ち上げたところでございます。

卯月委員 上和田、岩殿は代表的なところで、特に岩殿のほうは私も地元説明会に2度ほど出席をさせていただいておりますので、急峻な地形の中の工事であって、一朝一夕にはなかなかいかないとは思われますけれども、いつ起こるか分からない災害に備えて、一日も早い完成が望まれるわけです。

そこで、現在の整備状況、そして今後どのように進めていくのか、最後にお伺いをしたいと思います。

秋山道路整備課長 まず、上和田地区につきましては、全長が1.5キロのうち、現在900メートルの区間において道路改良事業、またトンネルの設備工事等を進めているところでございます。残る600メートルにつきましては、橋梁あるいは2号トンネルがございますけれども、これらの工事につきましても、早期着手できるように今準備を進めているところでございます。

また、岩殿地区につきましては、昨年度末に説明会を行いました。また、その後、計画策定後、ことしの夏に計画説明会の2回目を行いました。現在は、計画につきまして了解いただいたところでありますので、境界立会等の用地測量に着手しているところでございます。

卯月委員 ありがとうございました。上和田もトンネルが順調に進んでいるということでもありますけれども、先日この路線に関係します電力の強靱化について、丹波山村の岡部村長、そして上野原市選出の市川議員、エネルギー政策局の皆さんと東京電力の立川支社に、電力の強靱化について要望に行ってまいりました。小菅村、そして丹波山村の皆さんにとっては、生活道路としても大変重要でありますし、避難路、また救援・輸送路としても大変重要な道路でありますので、引き続き

一日も早い完成を目指して取り組んでいただきたいことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

（屋外広告物指導取締費について）

桐原委員

よろしく願いいたします。説明資料の県土19ページの屋外広告物指導取締費に関して幾つか伺います。

屋外広告物は、良好な景観を構成する重要な要素であることから、ルールによる広告物の規制に基づいて是正指導をしていくことが重要であります。これまで県は、屋外広告物の適正化に継続的に取り組んでいると承知しておりますが、令和2年度末における屋外広告物の適正化の状況について伺います。

蛭原景観づくり推進室長 令和2年度は、コロナ禍ではありましたが、感染状況に配慮しながら違反屋外広告物の指導を行った結果、547件を適正化したところでございます。これによりまして、令和2年度末時点における全屋外広告物2万5,166件のうち、適正な屋外広告物は2万854件であり、その割合の82.9%が適正な状況となっているところでございます。

桐原委員

平成2年度末における屋外広告物の適正化率である82.9%の数字は、屋外広告物の適正化の状況として県ではどのように評価できるのか、伺います。

蛭原景観づくり推進室長 第4次山梨県社会資本整備重点計画におきまして、屋外広告物の適正化率の目標は、令和2年度の81.7%を令和4年度末に85%とすることといたしております。令和2年度末の適正化率は82.9%でありましたので、令和2年度に1.2%に当たる547件を適正化できたことから、目標値であります85%を達成できる見込みであり、順調に進捗していると考えております。

桐原委員

ただいまお答えをいただきました答弁のとおり、屋外広告物の適正化が順調に進んできているということではありますが、一方で、新たに屋外広告物を設置する際に、制度をよく知らず誤った違反の広告物を設置しないよう、屋外広告物制度の周知を行っていくことも重要と考えています。そこで、屋外広告物制度を周知するために、どのような取り組みを行っているのか、伺います。

蛭原景観づくり推進室長 県では、屋外広告物制度の周知を図るために、広告業者を対象といたしました法令や施工に関する講習会を実施しており、また広告業者や一般の広告主向けまして、「景観に配慮した広告デザイン」をテーマとしたセミナーを実施しております。さらに、一般の広告主に対して商工会等を通じたチラシの配布や、市町村広報紙への掲載、県のSNSなどにより、屋外広告物制度の周知を行っているところでございます。

桐原委員

屋外広告物の適正化を図ることは、本県のすばらしい景観を守るために非常に重要な施策であります。ぜひ県には今後とも屋外広告物行政に対し、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

（空き家対策について）

主要施策成果説明書の130ページの空き家対策に関して幾つか伺います。

空き家は、少子高齢化や産業構造の変化により、全国的に増加しています。特に本県においては、空き家率日本一であると聞いておりますが、まず本県の空き家の状況について伺います。

久保住宅対策室長 空き家の状況を把握する上で、基本になっております住宅土地統計調査を採用してございます。

これは、5年に一度、統計するものでございます。このため、直近のデータといたしましては、

平成30年度の住宅土地統計調査になります。

本県の住宅総数は42万2,000戸、そのうち空き家は9万戸でございます、これに基づきますと空き家率は21.3%という状況になります。これが日本一という数字になってございます。

そのうちの空き家の9万戸の内訳でございますが、別荘等の二次的住宅が1万6,600戸、アパートなどの賃貸用の住宅が3万5,600戸、また建て売り住宅などの売却用の住宅、これが1,200戸です。これらに分類されない、例えば長期にわたって不在の住宅ですとか、取り壊す予定になっているような住宅、それをその他の住宅というくくりになってございますが、これが3万6,600戸ある状況になってございます。

桐原委員 県内には多くの空き家が存在するわけですが、空き家によっては地域に根差し、長年存在し続けている歴史があり、地域住民にとってもなじみ深い存在であるものも多く、こうした空き家を活用したビジネスが広がりつつあると聞いています。

こうした中、県では官民が連携して地域活性化につなげる、空き家を活用したビジネスを推進する制度を展開しているとのことですが、この制度について詳細を伺います。

久保住宅対策室長 本制度は、空き家を利活用いたします民間のアイデアを取り入れ、地域の活性化や本県への移住につながる、そういった事業につきまして民間の事業者、それから空き家の所有者、行政が一体となって推進するものでございます。

この中で、県は民間事業者から提案のありました空き家活用のビジネスモデルを認定し、空き家を持っている所有者は、この民間事業者が提案した事業に空き家を提供することとしてございます。この中で、空き家所有者が空き家を事業目的に合うように改修するには多額の費用が生じることから、県はこの空き家所有者に対して、その費用の一部を支援するものとしてございます。

桐原委員 お答えいただいた制度は、素晴らしいものだと思いますが、多くの県民や事業者に知っていただき、空き家が活用されることが重要であります。

そこで、制度を周知するためにどのような取り組みを行っていたのか、伺います。

久保住宅対策室長 委員がおっしゃいますように、多くの方にこの制度を知っていただくことが必要であるというところは認識をしております。このため、新聞折り込み広告による制度の紹介や、先行事例を題材に制作しましたテレビ番組の放送、その中でこの制度の利用者の声を紹介するなど、各種メディアを通じまして広く周知を図ってきたところでございます。

桐原委員 さまざまな工夫をする中で制度を周知した結果、認定業者は6件であったとのことですが、どのような事業を認定したのか、伺います。

久保住宅対策室長 事業者からは、その地域の特性を生かした提案がされているところでございます。具体的には、宿泊に加え、アートクラフトや、かまど・いろり料理等を通じて、交流のできますワークショップが併設された施設、また農業体験ができる宿泊施設など、地域活性化や移住につながる事業を認定したところでございます。

桐原委員 空き家を活用することを推進することは、その地域ににぎわいを取り戻し、活性化や課題解決につなげる意味においても、非常に有効であると考えます。今後とも活用を含めた空き家対策にしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

以上

決算特別委員長 山田 一功